

# 中部地方環境事務所

## 業務概況

〈平成23年版〉



平成23年5月



環境省

中部地方環境事務所

<表紙の写真>

- 左上 福井県の丘陵地帯に生息するアベサンショウウオ（絶滅危惧ⅠA類：国内希少種）
- 左下 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）最終日の会議場の風景
- 右上 国指定藤前干潟鳥獣保護区内における「藤前干潟不法投棄ごみ一掃大作戦」の作業の様子（平成22年11月に実施）
- 右下 中部山岳国立公園・乗鞍高原の風景（一の瀬園地から見た乗鞍岳）

## はじめに

中部地方環境事務所は、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、自然環境保全等、今日の環境行政において国として軸足を地域に置いた施策の展開が求められていることを背景として、中部7県（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県※）を管轄する環境省の地方支分部局として平成17年10月に設置されました。

（※）国立公園及び国指定鳥獣保護区に関する管轄区域の特例として、新潟県及び群馬県の一部が含まれます。

環境省の出先機関として求められる役割として、これまで地域の様々な主体との連携・協働の下に、国としての責任を果たすべき課題に対する地域の実情に応じた機動的できめ細かな施策の展開、地域でのパートナーシップ形成を通じた地域環境力の活性化と支援の推進、地域での環境保全活動の推進や環境省本省の政策立案を支える地域の環境データベースづくり等に努めてまいりました。

この業務概況は、中部地方環境事務所が現在取り組んでいる施策や中部地方の環境の現状について、より理解を深めていただくことを目的として、一昨年度より作成しているものです。

とりわけ、昨年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県名古屋市で開催され、愛知目標や名古屋議定書等が採択されました。会議は終わりましたが、今後も私たちの経済・社会活動のあらゆる場面において、生物多様性保全への取組を進めていく必要があります。

このため、平成23年版の業務概況では、第1部において、生物多様性の主流化に向けた中部地方環境事務所の取組について詳しく紹介しました。また、第2部では、平成22年度を中心とした各分野における施策の実施状況と、平成23年度に計画している施策の概要について、できるだけ具体的なデータを用いて整理しました。さらに、参考資料を充実し、中部地方の環境の現状や取組をよりビジュアルに理解していただくための資料（MAPで見る中部地方の環境）を昨年度に引き続き記載しました。

発足後6年目を迎えました中部地方環境事務所の活動について、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



## 目 次

第1部	生物多様性の主流化に向けた中部地方環境事務所の取組	1
-----	---------------------------	---

### 第2部 中部地方環境事務所の施策

#### I 総合的政策

1	中部地方における環境保全施策の総合的な推進	9
2	中部地方における環境情報の収集・整理・提供	10
3	広報活動の推進	10
4	地域活性化の推進	11

#### II 廃棄物・リサイクル対策

1	地域循環圏の構築に向けた検討	12
2	地域における3Rの取組の活性化	12
3	廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進	14
4	廃棄物等の輸出入への対応	15
5	漂流・漂着ごみ対策	16

#### III 環境保全対策

1	地球温暖化対策の推進	18
2	環境教育の振興・環境保全活動の促進	23
3	水・大気・土壌環境等の保全	27
4	その他	29

#### IV 自然環境の保全と整備

1	国立公園の管理	32
2	自然とのふれあいの推進	37
3	エコツーリズムの推進	38
4	その他	39

#### V 野生生物の保護管理

1	野生鳥獣の保護管理	42
2	希少野生動植物の保護	45
3	外来生物対策	46
4	その他	47

### 参考資料

#### I 中部地方の環境の現状

1	温室効果ガスの排出状況	49
2	廃棄物・リサイクルの状況	50
3	大気環境の状況	51
4	水環境の状況	51
5	自然環境の状況	52
6	MAPで見る中部地方の環境	54

#### II 組織図・事務所等一覧

		66
--	--	----

#### III 中部地方環境事務所主要年表

		68
--	--	----



# 第1部

## 生物多様性の主流化に向けた 中部地方環境事務所の取組





## 第1部 生物多様性の主流化に向けた中部地方環境事務所の取組

### 1 中部地方環境事務所による生物多様性条約第10回締約国会議への対応

平成22年10月11日～29日、愛知県名古屋市の名古屋国際会議場において生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）／カルタヘナ議定書第5回締約国会議（MOP5）が開催されました。

COP10には締約国180ヶ国、国連環境計画等関連する国際機関、先住民代表、市民団体等13,000人以上が参加し、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書や2011年以降の新戦略計画（愛知目標）が採択されるなど、大きな成果が得られました。

また、会期中、過去最大となる約350のサイドイベントが開催されるとともに、隣接する会場ではCOP10支援実行委員会の主催による「生物多様性交流フェア」が開催され、COP10/MOPの参加者の他、一般市民等を含む118,000人を超える人が訪れました。

中部地方環境事務所では、COP10に関して、本省及び愛知県・名古屋市を始めとする管内の自治体と連携して、次の対応を行いました。

#### （1）生物多様性交流フェアにおける環境省ブースへの出展・管理

環境省は生物多様性交流フェアにブースを出展し、中部地方環境事務所がその管理・運営を行いました。環境省ブースでは、我が国の生物多様性の現状、危機、対策等に係る展示や、全国の国立公園、鳥獣保護区を管理する自然保護官（レンジャー、OBも含む）によるワークショップ等が行われました。

また、環境省ブースの中には中部地方環境事務所の取組に関するコーナーも設けられ、中部地方における希少野生動植物種の保護の取組、生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョンの実践（下記3.（1）参照）、全国地方環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」の成果発表（下記1.（5）参照）、三河湾流域における生物多様性の持続可能な利用に関する伝統的な知恵に係る調査（下記3.（1）参照）及び民間事業者による生物多様性取組事例調査について、展示しました。

期間中、環境省ブースには延べ約16,000人が来場し、中部地方環境事務所の取組を含め、多くの市民に情報発信をすることができました。

#### （2）本会議に貢献するサイドイベント等の運営・情報収集

本会議の議論の促進に資することを目的に開催されたサイドイベントや関連会議のうち、生物多様性国際自治体会議（10月25日）や保護地域管理ダイアログ（10月28日）等、重要なものについて、中部地方環境事務所長が環境省の代表として参画しました。

また、里山知事サミット（10月19～20日）、保護地域専門家会合（10月21日）等環境省が主催又は共催するものについて、中部地方環境事務所職員がその運営に参画しました。

その他のサイドイベントについても、中部地方環境事務所職員が積極的に参加し、情報収集を行いました。

### (3) COP10の運営対応等

中部地方環境事務所では、環境副大臣の業務補助、本会議場内の展示スペースにおける環境省展示物の管理等を担当するとともに、必要に応じて、COP10に会場する国会議員の対応、全体会合の警備補助等を行いました。また、新聞に掲載されたCOP10/MOP5の関係記事を毎日とりまとめて、会議場内に設けられた日本政府控室に送付する等を通じて、会議の運営や円滑な交渉に貢献しました。

### (4) エクスカーションの実施

10月23日～24日に、COP10参加者を対象とするエクスカーションが開催されました。このエクスカーションは、COP10支援実行委員会を始めとし、中部地方に所在する国の機関、自治体等の関係機関が主催したものです。

中部地方環境事務所では、三重県と共催してエクスカーションを実施しました。エクスカーションでは伊勢志摩国立公園の横山ビジターセンターや英虞湾を望む展望台を訪れ、志摩自然保護官が我が国を代表する風景地の特徴や保全と管理の状況について解説し、11カ国、25名のCOP10参加者に、我が国の国立公園について理解を深めていただきました。

また、COP10支援実行委員会が主催するエクスカーションにおいて、国指定鳥獣保護区である藤前干潟がコースの一部となり、名古屋自然保護官が、稲永ビジターセンターにおいて、渡り鳥の生態や干潟の機能、保護管理の状況について解説する等の協力を行いました。

### (5) 全国地方環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」の実施

COP10の開催に向け、生物多様性に対する関心を全国的に高め、生物多様性を社会に浸透させることを目的として、中部地方環境事務所の呼びかけにより、全国の地方環境事務所等が連携した企画「地球のいのち、えがいてみよう」を平成21年12月～平成22年5月にかけて実施しました。

これは、全国48か所の国立公園や国指定鳥獣保護区のビジターセンター等において、来館者自ら生き物の折り紙を折ったり塗り絵を塗ったりしたものを、地域の自然環境を描いた模造紙に貼り付けました。たくさんの方が一緒になって作品を作ることを通じて、地域の生物多様性の素晴らしさを表現するものです。

生物多様性交流フェアの環境省ブースでは、全国からほぼすべての成果作品を集めて掲出しました。

### (6) 全国地方環境事務所連携企画「日本のいのち、つないでいこう」の実施

上記(5)と同様の目的で、全国の国立公園や国指定鳥獣保護区で自然解説、調査活動、希少動植物の保全活動を行うアクティブ・レンジャーが、全国各地の動植物についての記事をホームページに掲載し、我が国の生き物のすばらしさや生物多様性について発信するとともに、一般市民に考えてもらう契機とする企画です。

この企画も、中部地方環境事務所の呼びかけにより、全国の地方環境事務所が連携して実施したもので、COP10開催100日前(平成22年7月)、50日前(平成22年8月)、10日前及び1日前(平成22年10月)に、一斉にアクティブ・レンジャー日記に記事を掲載

しました。

## 2 COP10の成果をふまえた業務の実施方針及び業務の推進体制

COP10では2011年以降の新戦略計画（愛知目標）等が決議されましたが、その成果を中部地方で実践し、NGO、企業、地方公共団体等の多様な主体による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組をさらに進める必要があります。

また、「生物多様性国家戦略2010」（平成22年3月16日閣議決定）の中で、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組は、低炭素社会づくりや循環型社会づくりと統合的に進めることが引き続き求められています。

そこで、中部地方環境事務所全体を挙げてCOP10に向けて取り組むプロジェクトチームとして平成21年4月に設置した「COP10推進チーム」を、平成22年11月19日に「中部生物多様性主流化チーム」と改称し、COP10前と同様の体制<sup>1</sup>で、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する各種事業の展開、関係団体との連絡調整等を次の方針に基づき、積極的に進めています。

- (1) 愛知目標の達成に向けて、中部地方における先進的な生物多様性保全施策の具体化を目指す。
- (2) 行政、民間事業者、NGO等関係主体の参画、連携を促進する。
- (3) 普及啓発及び情報発信を効果的に行い、中部地方の社会に生物多様性を浸透させる。
- (4) 本省との連携により、地域の実情を中央に伝え、最新情報を地域へ還元する。

## 3 愛知目標の達成に向けた中部地方における先進的な生物多様性保全施策の具体化 （生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョンの実践）

### (1) 伊勢・三河湾流域保全・再生調査等の実施

中部地方では、市街地の拡大による緑地の減少、里山の荒廃、放置された人工林の拡大、自然環境の連続性の分断、閉鎖性水域における水質の悪化（赤潮や青潮の発生）、干潟減少等が生物多様性保全上の課題となっており、課題解決のためには市民・地域による活動の広域連携と交流の促進が重要だと考えられます。

このため、有識者による意見交換会での検討を経て、主に伊勢・三河湾流域を対象に、社会的共通資本の一つである生物多様性の観点から持続可能な地域づくり構想として「生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョン」を平成22年3月に策定しました。ビジョンでは、①伊勢・三河湾流域の生物多様性について考えるための場と輪をつくる、②伊勢・三河湾流域の再生に向けて行動する、③伊勢・三河湾流域の生物多様性の保全・再生の仕組みをつくるという、知識・文化、行動及び制度という連環する3つの要素から成る目標を示しました。

---

<sup>1</sup>中部生物多様性主流化チームは、統括自然保護企画官をチームリーダーとし、総務課長、国立公園・保全整備課長及び野生生物課長並びに同課員の他、環境対策課及び廃棄物・リサイクル対策課の課員並びに専任の職員を含め25名の体制となっています。

ビジョンを実践するための具体的な取組として、平成 22 年度は揖斐・長良川流域を対象として「伊勢・三河湾流域保全・再生調査」を実施しました。これは、生物多様性の保全と持続可能な利用に取組む民間活動団体が、他の民間団体の活動現場に足を運び、活動の光（喜び）と影（苦悩）などの「生の声」を直接聞き取り、課題を共有すること、課題解決に向けた知恵を交換すること等のプロセスを通じ、伊勢・三河湾流域の保全・再生に向けて人々のネットワークを広げるものです。

同調査の途中経過は、生物多様性交流フェアにおいて情報発信（上記 1.（1）参照）するとともに、年間を通じた活動のとりまとめとして、平成 23 年 2 月 20 日に 2 回目となる生物多様性流域対話を開催しました。流域対話の最後に、参加者一同により、今後とも本調査を継続すること等を内容とする宣言文を採択し、平成 23 年度も引き続き伊勢・三河湾流域保全・再生調査を継続することとしています。

また、平成 22 年 10 月 4 日に開催された中央環境審議会自然環境部会自然公園小委員会において、今後 10 年間を目途に、環境省が国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得ると考える候補地を公表しました。その中に、愛知高原国定公園及び三河湾国定公園も挙げられました。

この動きをふまえ、中部地方環境事務所では、平成 21 年度に、三河湾の藻場、干潟、野生生物等に係る既存資料を収集・整理するとともに、有識者ヒアリングを通じ海域景観資質についてとりまとめました。また、海域を含む三河湾流域全体を対象に、保護と利用の観点から生物多様性、文化的景観等の解析評価を行い、当該地域の保護のあり方について検討しました。さらに、平成 22 年度には、三河湾流域に暮らす人々が森、里、川、海といった自然環境を利用しながら培ってきた伝統的知恵（自然環境を暮らしに即して認識・分類し、自然の中から有用なものを取りだして持続可能に利用し、自然の中に成り立つ暮らしの基盤を共同で維持管理し、さらに自然を畏れ敬うために神を祀るなどの伝統的知恵）について聞き書きという手法によりとりまとめる等、愛知高原国定公園及び三河湾国定公園を含む地域に関する知見を蓄積しました。（伝統的知恵についてまとめたパンフレットは、中部地方環境事務所ホームページ（[http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m\\_3.html](http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m_3.html)）でもご覧になれます。）

## （２）生物多様性保全推進支援事業の実施

平成 20 年度から開始された環境省の生物多様性保全推進支援事業については、中部地方環境事務所管内では「いしかわの里山の生物多様性保全再生事業」（石川県）、「かが里山イヌワシの森再生事業」（石川県加賀市）、「千曲市生物多様性保全事業」（長野県千曲市）、「富士見町アツモリソウの里環境保全事業」（長野県富士見町）、「東三河生物多様性保全事業」（愛知県）、「名古屋ため池生き物いきいき計画事業」（愛知県名古屋市）、「田原市アルゼンチンアリ対策事業」（愛知県田原市）、「陣ヶ岡丘陵地域生態系ネットワーク保全・再生事業」（福井県坂井市）が採択・事業継続中であり、平成 22 年度は、これらの実施状況について確認を行いました。

## 〈平成 23 年度の施策〉

「生物多様性を支える市民・地域による戦略的地域づくりビジョン」の実践を通じて愛知目標の達成に貢献するため、「伊勢・三河湾流域保全・再生調査」を継続します。

生物多様性保全推進支援事業については、平成 23 年度から開始する事業として、「都市部における生物多様性の保全と外来生物対策事業」(愛知県名古屋市)が採択されています。また、地域生物多様性保全推進事業として、「白山国立公園白山生態系維持回復事業」(環白山保護利用管理協会)が採択されています。これらの実施が円滑に行われるよう、本省との連絡調整、事業主体に対する助言や指導をしていきます。

## 4 行政、民間事業者、NGO等関係主体の参画、連携の促進

### (1) 円卓会議等の開催

行政機関やNGO/NPO等の各部門同士の情報の共有を通じて、COP10及びMOP5の円滑かつ効果的な開催に資するため、生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ条約第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議(以下「中部地方円卓会議」という。)を4月20日に設置し、同日、6月25日及び10月5日の3回にわたり、開催しました。

また、メディア部門に関しては、中部地方円卓会議の後に、別途「報道機関向け勉強会」を開催し、COP10の準備に向けた最新の情報を中部地方の新聞、テレビ等の各社に提供しました。

### (2) COP10 支援実行委員会等への対応

平成20年9月に地元自治体や経済界等により、COP10の開催支援等を行うことを目的としてCOP10支援実行委員会が設立されました。実行委員会では中部地方環境事務局長が幹事となっており、関連して開催される支援実行委員会総会・幹事会、地元関係機関連絡会議、生物多様性国際自治体会議企画検討会等の様々な会合に、中部地方環境事務所の職員が参加して助言等を行いました。

なお、COP10支援実行委員会は、その役割を終えたため、平成23年2月1日の総会で解散を決定し、3月31日付で解散をしました。

## 〈平成 23 年度の施策〉

上記3.(1)の伊勢・三河湾流域保全・再生調査や、下記5.(1)の普及啓発イベント等を多様な主体と連携しながら実施することを通じて、引き続き、行政、民間事業者、NGO等関係主体の参画や連携を促進します。

## 5 効果的な普及啓発及び情報発信による中部地方の社会への生物多様性の浸透

### (1) 普及啓発イベントの主催、協力、出展

中部地方の社会に生物多様性の概念を浸透させるため、生物多様性に係る普及啓発を目的とした様々なイベントを主催するとともに、他の主体が実施するイベント等への協

力や出展を行いました。平成 22 年度以降これまでに主催、協力又は出展したイベントは、表のとおりです。

## (2) 生物多様性インタビューの実施

一般市民に生物多様性保全の必要性を認識してもらい、行動につなげることを目的として、中部地方環境事務所職員自らが、生物多様性に係る様々な職種の専門家にインタビューを行い、その結果をホームページで公開しました。

【ホームページアドレス】 [http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m\\_3\\_6.html](http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m_3_6.html)

<インタビューをした専門家一覧>

- ①岩槻 邦男 さん（兵庫県立人と自然の博物館館長／東京大学名誉教授）
- ②中瀬 勲 さん（兵庫県立大学大学院教授／緑環境景観マネジメント研究科長／兵庫県立淡路景観園芸学校長／兵庫県立人と自然の博物館副館長）
- ③あん・まくどなるど さん（国連大学高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット所長）
- ④阿部 夏丸 さん（小説家、矢作川水族館館長）
- ⑤堂本 暁子 さん（前 千葉県知事、元 IUCN(国際自然保護連合)副会長）
- ⑥上田 哲行 さん（石川県立大学教授）
- ⑦岡安 直比 さん（WWF ジャパン（財団法人世界自然保護基金ジャパン）自然保護室長）
- ⑧C. W. ニコル さん（財団法人 C.W.ニコル・アフアの森財団理事長、作家、環境保護活動家、探検家）
- ⑨篠原 徹 さん（滋賀県立琵琶湖博物館館長、国立歴史民俗博物館名誉教授、総合研究大学院大学名誉教授）
- ⑩広中 和歌子 さん（地球環境行動会議 事務総局長、元参議院議員、元環境庁長官）
- ⑪アフメッド ジョグラフ さん（生物多様性条約事務局長）

## (3) 情報発信

中部地方環境事務所のホームページでは、「COP10 の成果と展開」の特設ページを設けており、COP10 の成果を踏まえた当所の取組について発信しています。

【ホームページアドレス】 [http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m\\_3.html](http://chubu.env.go.jp/nature/mat/m_3.html)

## <平成 23 年度の施策>

平成 23 年度は、国際生物多様性の日（5 月 22 日）、COP10 開催 1 周年記念（10 月）等の節目の時期を中心として、関係主体と連携した普及啓発行事の開催等を検討します。

また、当所で作成した教材等をこれらのイベント等で積極的に利用するとともに、ホームページにおいて引き続き当所の取組や各主体による取組状況について発信していきます。

表 中部地方環境事務所が主催、協力又は出展したイベント（平成22年度）

日付	概要
平成22年 4月20日	生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議(第1回)
4月22～23日	国際生物多様性の日・COP10開催半年前記念行事「なるほど生物多様性COP10まであと半年！」に出展(於:名古屋市) ・全国地方環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」の成果作品を展示
6月25日	生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議(第2回)
6月29日	一般財団法人日本造園修景協会東海支部講演会(名古屋市)
7月2日	国際生物多様性年記念講演会『南の島のいきもの保全 ～奄美、屋久島、日本の自然～』 ・講演:鹿児島大学学長補佐・元環境省自然環境局長 小野寺 浩氏
7月11日	COP10/MOP5開催100日前記念フォーラム「開催地の声を世界に届けよう！！開催地からのメッセージ～あいち名古屋宣言に向けて」を生物多様性条約市民ネットワークと共催(於:名古屋市) ・全国地方環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」の成果作品を展示
7月17～18日	COP10/MOP5開催100日前記念イベント「生命流域シンポジウムin王滝村」を生物多様性条約市民ネットワークと共催(於:王滝村)
8月21～22日	「いしかわ環境フェア2010～いしかわ里山里海展～」に出展(於:金沢市) ・全国地方環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」の成果作品を展示
10月5日	生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議(第3回)
11月23～24日	「国際生物多様性年クロージング・イベント」に協力(於:福井市、富山市)
12月13日	三重県環境事業団セミナー(於:津市)
12月18～19日	「国際生物多様性年クロージング・イベント」(於:金沢市)に協力 ・全国地方環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」の成果作品を展示
平成23年 1月7日	国連生物多様性の10年キックオフ記念勉強会「生物多様性条約COP10、そして・・・」 ・講演:堂本暁子氏(前千葉県知事/元IUCN(国際自然保護連合)副会長)他
2月12日	「シンポジウム 里山・里海の生物多様性を活かした地域づくり～生物多様性条約COP10の成果をふまえて～」(於:津市) ・講演:朴 恵淑氏(三重大学学長補佐・人文学部教授) 石原 正敬氏(菰野町長) 他
2月20日	「豊かな流域を守り育てるために～生物多様性流域対話」(於:岐阜市)
2月28日	「COP10及びCOP16説明会」(於:名古屋市) ・出演:香坂 玲氏(名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授) 駒宮 博男氏(ぎふNPOセンター理事長) 坂口 光氏(中部電力(株)執行役員 環境・立地本部 環境部長) 林 清比古氏(愛知県顧問) 南川 秀樹(環境事務次官) 他
3月20日	岐阜市セミナー「ふれあい市民活動報告セミナー」(於:岐阜市)

## 6 本省と連携した地域からの情報発信と最新情報の地域への還元

### (1) 最新情報の地域への還元

本省が実施する生物多様性関係の報道発表のうち、中部地方に関係するものや中部地方の様々な主体に重点的に伝えることが適当と考えられるものについては、本省と同時に記者発表を行う等、最新情報を積極的に地域に伝えています。平成22年度に実施した主な同時発表案件は、次のとおりです。

- 【開催予定】国際生物多様性年クロージング・イベント開催実行委員会（仮称）の開催について（平成22年5月発表）
- 【お知らせ】「生物多様性国際ユース会議 in 愛知 2010」（平成22年7月発表）
- 【お知らせ】COP10 サイドイベント「外来種関係ワークショップ」について（平成22年10月発表）
- 【お知らせ】国際生物多様性年クロージング・イベントの開催について（平成22年11月発表）
- 【お知らせ】国際生物多様性年クロージング・イベントの開催について（平成22年12月発表）
- 【お知らせ】SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ第一回定例会合の開催について（平成23年2月発表）

### (2) 本省主催行事等への対応

上記6.(1)で発表した案件のうち、生物多様性国際ユース会議 in 愛知、国際生物多様性年クロージング・イベント、同イベント、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ第一回定例会合については、準備や運営等を本省と一体となって対応しました。

この他、環境副大臣と地元NGOがCOP10への対応やその後の展開について意見交換を行った「環境副大臣と地元NGOとの懇談会」（平成22年8月27日及び11月22日の2回開催、於：中部地方環境事務所）を運営しました。

さらに、平成22年12月に公布、施行された地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）（生物多様性保全活動促進法）の説明会（平成23年2月9日）に対応するとともに、同法に基づく制度の活用について、当所主催の普及啓発行事や、当所職員が依頼を受けて行う講演等で紹介しています。

### <平成23年度の施策>

中部地方において本省が主導して実施する行事等については、地元関係団体や本省と一体となり対応します。



## 第2部

### 中部地方環境事務所の施策



# I 総合的政策

## 1 中部地方における環境保全施策の総合的な推進

### (1) 中部地域における環境と経済、社会の統合的向上モデル検討調査

平成 19 年度に、中部地方の地域特性や環境面での特性を分析するとともに、自治体や企業、NPO 等が地域の環境保全の課題に取り組んでいる特徴的な事例を収集し、こうした広範な事例の中から、中部地方の特性を生かして「環境と経済、社会の統合的な向上」を目指すモデルを示す検討を行いました。

その結果、中部地方全体における環境と経済、社会の好循環のイメージとして、都市・農村・山間地域のパターンに応じた「環境と経済、社会の統合的向上モデル」を整理しました。

※調査報告書本文は、中部地方環境事務所ホームページ ([http://chubu.env.go.jp/report/report\\_1.html](http://chubu.env.go.jp/report/report_1.html)) に掲載

### (2) 中部地域環境政策ビジョン基礎検討調査

平成 19 年度に、中部地方の環境の状況、社会・経済の状況等について情報を整理・把握し、中部地方において優先的に取り組むべき横断的課題を抽出・整理する検討を行いました。

※調査報告書本文は、中部地方環境事務所ホームページ ([http://chubu.env.go.jp/report/report\\_2.html](http://chubu.env.go.jp/report/report_2.html)) に掲載

### (3) 中部地方における地域資金循環を通じた環境コミュニティビジネス等の促進に関する調査

環境問題の高まりの中で、地域が地域の発想により、地域の実情にあった環境保全事業や市民活動（環境コミュニティビジネス等）が重要となっています。近年、こうした環境コミュニティビジネス等に対して、地域の金融機関やNPOバンクが資金的支援を行う取組事例が徐々に増えてきており、こうした取組を広げていくことで、地域の環境コミュニティビジネス等がより活性化していくことが期待されます。

このため、中部地方環境事務所では、平成 21 年度に、中部地方における金融機関やNPOバンクが行っている環境コミュニティビジネス等への資金支援の実態について、調査を行いました。本調査では、中部地方における金融機関やNPOバンクの環境保全に関わる金融商品、金融を通じたサービス、経営資源を活用した資金支援の実態について調査し、その類型化を行うとともに、実際に地域で環境コミュニティビジネス等に資金支援を行っている取組事例をまとめました。

※調査報告書本文は、中部地方環境事務所ホームページ ([http://chubu.env.go.jp/report/report\\_5.html](http://chubu.env.go.jp/report/report_5.html)) に掲載

## 2 中部地方における環境情報の収集・整理・提供

### (1) 管内の環境情報の収集・整理・提供

平成20年3月末現在の管内の環境の状況を分野ごとに整理するとともに、アンケート調査等を通じて各県・市町村における環境計画の策定等の概況、環境関連条例の制定状況、環境政策の課題、主な事業等について収集・整理した資料（「管内地方公共団体の環境保全対策に関する調査」）を、平成20年8月に作成しました。

この資料については、管内の全自治体に送付するとともに、中部地方環境事務所ホームページ（[http://chubu.env.go.jp/report/report\\_3.html](http://chubu.env.go.jp/report/report_3.html)）に掲載しています。

### (2) 中部地方における環境ローカルキャラクターの紹介

地域に密着して環境問題について取り組むことの大切さを訴えるため、いわゆる「ヒーロー」ものや、かぶりものをしたマスコット、キャラクター等（エコキャラ）が各地で活躍しています。中部地方環境事務所では、平成21年度に、中部地方（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県）におけるエコキャラの活動実態を調査しました。

その結果をホームページで周知するとともに、すでに活動しているエコキャラを活用することや新たにエコキャラを作ろうとしている人に参考としてもらうことを目的として、「エコキャラ活用ハンドブック in 中部」を作成・配布しています。（中部地方環境事務所ホームページ（[http://chubu.env.go.jp/about\\_4.html](http://chubu.env.go.jp/about_4.html)）でもご覧になれます。）

## 3 広報活動の推進

中部地方環境事務所のホームページ（<http://chubu.env.go.jp/>）で最新の中部地方環境事務所の施策の推進状況等を掲載するほか、平成21年7月からメールマガジン（ちゅうぶ環境情報メルマガ～そらいろ通信～）をEPO中部から月1回発行し中部地方における環境情報やイベント・募集情報等の提供を行っています。

また、平成20年3月からは、環境政策に関するトピックをきめ細かく伝えるとともに、中部地方における環境活動の情報交流を図ること及びCOP10の開催に向けて、「生物多様性」の社会への浸透や気運の向上に資するため、広報誌『ちゅうぶの環（わ）』を年4回発行し、広く配布しています。（中部地方環境事務所ホームページ（<http://chubu.env.go.jp/pr/wa.html>）でもご覧になれます。）

表 これまでの『ちゅうぶの環』の発行内容

平成20年春号	特集	中部地方環境事務所の紹介
平成20年夏号	特集①	生物多様性
	特集②	「ストップ地球温暖化」にみんなで取り組みましょう 6月は「環境月間」です 『環境・循環型社会白書』が公表されました

平成 20 年秋号	特集① 中部山岳国立公園・上信越高原国立公園の紹介 特集② 3Rに取り組みましょう
平成 20 年冬号	特集① エコアジア 2008 が行われました 特集② 12 月は「地球温暖化防止月間」です 特集③ 中部地方の国指定鳥獣保護区の紹介
平成 21 年春号	特集① 白山国立公園・伊勢志摩国立公園の紹介 特集② 持続可能な開発のための教育「E S D」を知っていますか？
平成 21 年夏号	特集① 生物多様性条約第 10 回締約国会議に向けて 特集② 「緑の経済と社会の変革」を取りまとめました
平成 21 年秋号	特集① 生物多様性条約第 10 回締約国会議に向けて（その 2） 特集② 3Rに取り組みましょう
平成 21 年冬号	特集① 生物多様性条約第 10 回締約国会議に向けて（その 3） 特集② 12 月は地球温暖化防止月間です
平成 22 年春号	特集① 生物多様性条約第 10 回締約国会議に向けて（その 4） 特集② 地域循環圏について
平成 22 年夏号	特集① 生物多様性条約第 10 回締約国会議に向けて（その 5） 特集② 希少種「イタセンパラ」の保護について
平成 22 年秋号	特集① 生物多様性条約第 10 回締約国会議に向けて（その 6） 特集② 3Rに取り組みましょう
平成 22 年冬号	特集① 生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)を終えて 特集② 12 月は地球温暖化月間です
平成 23 年春号	特集① 生物多様性主流化特集 特集② 地域循環圏を目指して

### 〈平成 23 年度の施策〉

ホームページ・メールマガジンについては、引き続きコンテンツの充実を図ります。広報誌『ちゅうぶの環』については、様々な人に環境についての深い理解を与え、その理解を実際の行動に結びつけてもらう起因となることを 編集方針として発行します。

## 4 地域活性化の推進

政府では、地域活性化の取組を推進するため、内閣官房地域活性化統合事務局と各省庁及び地方支分部局などが連携し、取組を一貫して支援する体制として、地域ごとに「地方連絡室」を設置しています。中部地方環境事務所は、北陸圏・中部圏地方連絡室の一員として、「地方の元気再生事業（平成 21 年度で終了）」の実施や地域活性化に関する相談の受付を行っています。

＜中部地方環境事務所で実施した地方の元気再生事業＞

- COP10 で世界へ発信！生物多様性「NAGOYA しみんプロジェクト」  
(なごや環境大学、愛知県名古屋市)
- 環境のもりと木づかいプロジェクト：環境経済で地域木材産業を再生  
(南信州木づかい協議会、長野県飯田市及び周辺市町村)
- 霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクト  
(霧ヶ峰自然環境保全協議会、長野県諏訪市、茅野市、下諏訪町)

## Ⅱ 廃棄物・リサイクル対策

### 1 地域循環圏の構築に向けた検討

我が国が持続可能な社会を創り上げるために重要な目標の一つが、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」の形成です。その実現に向けて平成20年3月に閣議決定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」においては、地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」づくりの必要性が、新たな課題として提言されました。このため、中部地方環境事務所では、その実現・具体化に向けて、以下の検討を進めています。

#### ① 参考となる事例の調査・分析等

平成20年度に地域循環圏に関する基礎的な調査を実施した結果を踏まえ、21年度には事業系一般廃棄物である食品残さのリサイクルを対象とし、先行的な事例及び排出事業者の調査・分析等を行いました。食品リサイクルを進める上での課題の把握等を実施し、「地域循環圏」を本地域において構築するための方向性等について検討を進めました。

#### ② 食品リサイクルに係るモデル事業等の支援

これらの検討結果を踏まえ、22年度には、食品リサイクルに関するモデル事業を実施することとし、東海3県下において、食品残さの循環に適した地域内での資源利用を可能とし、複数の小売店若しくは外食業が参加できるものとして参加事業者の募集を行いました。その結果、4つのコンソーシアムを組成し、その中からモデル事業を2事業選定しました。モデル事業では、参加事業者と関係行政機関からなる地域協議会を設置しリサイクルループの構築に向けた事業及び協議等を進めるとともに、残りの2つのコンソーシアムをサポート事業と位置付け、関係行政機関との調整等により事業の実現に向けた支援を行っています。

#### 〈平成23年度の施策〉

モデル事業やサポート事業への支援を引き続き行うとともに、その内容の検証、制度的・技術的な課題の抽出、食品リサイクルの実施体制の構築に向けた考え方や可能性に関する評価等を実施します。

また、支援の一環として、食品リサイクルにより生産された農畜水産物への消費者の理解を促進するため、食品リサイクルを表すロゴマークの作成や普及啓発イベントを実施します。

### 2 地域における3Rの取組の活性化

3Rの重要性を広く普及し、その取組を拡大させるとともに、「循環型社会」の形成を管内の各地域で進めるため、中部地方環境事務所では以下のような施策を行っています。

### ① 3R普及啓発への取組

毎年10月の「3R推進月間」に合わせ、各地でイベントを開催しています（平成18年；名古屋市、平成19年；富山県富山市、平成20年；長野県長野市及び三重県津市、平成21年；長野県長野市及び福井県福井市、平成22年；岐阜県岐阜市）。

平成22年には、ショッピングセンターのイベントスペースにおいて、地域で活躍されている3R推進マイスター（小林由紀子さん）をお招きし、来場者に3Rについて学んでいただくためのステージイベントを実施するとともに、3Rに関するエコキャラショーや岐阜県内で活動されている団体による3Rの取組に係る展示を行いました。また、Jリーグ2部のプロサッカーチームであるFC岐阜とタイアップして、来場者にリユースカップを配布するなどにより、3R活動への協力について呼びかけを行いました。

### ②各種リサイクル法の施行

「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）や「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）等の各種リサイクル法の適正な施行を担保し、廃棄物の適正処理と資源の有効利用を推進するため、関係事業者に対し立入検査を実施し、必要に応じ改善を求めました。（平成22年度立入検査件数：123件）

### ③循環型社会支援事業の実施

NGO/NPOをはじめとする民間団体や事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような先進的な事業を公募し実証事業として実施することにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組を発掘・支援するため、「循環型社会地域支援事業」を実施しています。

平成22年度に中部地方では、「身近なところでのリサイクルと若者などの就労支援」（特定非営利活動法人 仕事工房ポポロ（岐阜県岐阜市））として、生ごみの堆肥化、アルミ付き紙パックの回収事業等を通じ、地域での生ゴミの循環利用を促進する仕組みづくりに加え、それを社会的弱者の自立・就労につなげる事業が行われました。

### ④使用済小型家電からのレアメタルリサイクルモデル事業

効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討を行うため、住民から排出される使用済小型家電を回収して、分別・解体・破碎・選別などの中間処理、レアメタルの回収及び有害物質の適正処理を行うモデル地域を公募し、「使用済小型家電からのレアメタルリサイクルモデル事業」を実施しています。中部地方では、平成21年度に引き続き22年度も、名古屋市及び愛知県津島市において事業が行われました。

### 〈平成23年度の施策〉

地域における3Rの取組の活性化に向けた支援を引き続き実施します。

特に、①3R普及啓発への取組では、「1 地域循環圏の構築に向けた検討」と連携して、食品リサイクルにより生産された農畜水産物を消費者により受け入れていただくためのイベント等を行います。

### 3 廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進

我が国における廃棄物の排出量はここ数年横ばいか減少傾向にあり、また、不法投棄の発生件数、残存量についても同様に減少傾向にあります。引き続き廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理を確保していくためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）等に基づき、排出事業者や廃棄物処理業者等を適切に監督・指導していくことが必要です。

このため、中部地方環境事務所では、中部地方全体をとらえた広域的な視点から、域内の各州市と連携して、県や市における監視・指導といった取組の強化・支援を行うこと等を通じ、中部地方の廃棄物の適正処理・不法投棄対策を推進しています。

また、地震や大雨等の災害に起因して一度に大量に発生する廃棄物を適正に処理することは、公衆衛生を確保する観点からも、また速やかな復旧を進める観点からも非常に重要です。これらの廃棄物を処理する市町村に対する支援も行っています。

以下に、平成 22 年度に行った主な施策を紹介します。

#### ①全国ごみ不法投棄監視ウィークにおける取組

不法投棄監視ウィーク（5月30日から6月5日まで）において、三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動、不法投棄防止を訴求する看板の作製及び設置、全国一斉陸海空集中パトロール並びにPRグッズの配布等による普及啓発等を、関係機関とも連携しながら集中的に実施しました。

#### ②不法投棄監視通報システムの設置

地方自治体が不法投棄等を未然に防ぐため実施する不法投棄の監視、パトロール業務を支援する目的で、不法投棄監視通報システム（監視カメラ）を域内 19 団体（20 か所）に順次設置し、不法投棄の監視を行いました。この結果、22 年度においては不法投棄行為者を特定・検挙する等の事例はありませんでしたが（注：20 年度においては 2 か所において行為者を特定）、設置場所での不法投棄が顕著に減少するなど一定の成果がありました。

#### ③ 中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議の開催

産業廃棄物の不適正処理・不法投棄の未然防止と早期解決に資することを目的として、適正処理の推進に関する専門家を交え、地方自治体の指導的立場にある職員を対象とした連絡会議を開催し、その中で行政処分の指針の正しい解釈や不法投棄の未然防止対策等について意見交換等を行いました。

#### ④ 産業廃棄物適正処理・不法投棄対策担当者を対象としたセミナーの開催

地方自治体の各出先機関等において産業廃棄物行政を担当する職員のスキルアップを図ることを目的として、日頃から産業廃棄物行政の先頭に立ち職務を遂行している自治体職員を講師として招き、行政代執行事例を基に的確な行政処分の実施の判断に資するための講演会を開催しました。



## ⑤ 災害廃棄物の適正処理

平成 22 年 8 月に長野県上田市に被害をもたらした豪雨の際に、地元自治体との連携の下で速やかに被害状況を把握するとともに、災害廃棄物の処理費用に対して補助を行いました。

## ⑥ 国指定藤前干潟鳥獣保護区内における不法投棄ごみの撤去

国際的に、また全国的な見地から水鳥等の保護のために重要な地区である国指定藤前干潟鳥獣保護区（愛知県名古屋市）の一部において、ごみが不法投棄される状況が生じていました。生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）を踏まえた具体的な環境保護活動の一環として、平成 22 年 11 月 19 日に、愛知県、名古屋市と連携するとともに、(社)愛知県産業廃棄物協会の協力を得て、同区内のごみの撤去を実施しました（藤前干潟不法投棄ごみ一掃大作戦）。

## 〈平成 23 年度の施策〉

廃棄物の不法投棄の撲滅を目指し、①全国ごみ不法投棄監視ウィークにおける取組、②不法投棄監視通報システムの設置、③中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議の開催、④地方自治体の産業廃棄物適正処理・不法投棄対策担当者を対象としたセミナーの開催等の施策を、自治体や各県警察等の関係機関とも協力しながら引き続き実施します。

## 4 廃棄物等の輸出入への対応

近年、アジア各国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、リサイクル等を目的とした循環資源の国際移動が活発化しています。それとともに、法に基づく手続を経ずに廃棄物等を海外に輸出しようとする事例や、海外に輸出された有害廃棄物等が返送される事例が指摘されています。

このような状況を踏まえ、中部地方環境事務所では、関係する税関等との連携・協力の下、不法輸出入防止に向けた水際対策強化の取組を実施しています。また、事業者が輸出入を行う際の補助となるよう、説明会の開催や輸出入に当たっての事前相談等を通じ、適正な輸出入が行われるよう取組を進めています。

### ①保税エリアにおける検査

廃棄物処理法や「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）に抵触する可能性のある輸出入申告が行われた場合には、税関からの通報を受け、貨物の検査を実施したり、税関による貨物開披検査に立ち会ったりして、適法性の確認を行っています。平成 22 年度は、税関からの依頼に基づく開披検査への立会は 25 件を実施し、うち 3 件に対して廃棄物処理法に基づく注意文書を発出し、5 件に対して口頭注意を実施しました。

### ②制度の普及啓発

輸出入関係事業者を対象としたパンフレットを作成し配布するとともに、法令の概

要を説明する「バーゼル法等説明会」を毎年1回開催しています。また、22年度は豊橋税関支署及び衣浦出張所において、通関業者等向けに同様の説明会を実施しました。

### ③事前相談の実施

事前相談は、輸出入者又はその代理者からの相談に応じ、提出された書類に基づいて、輸出等を予定している貨物が廃棄物処理法やバーゼル法の規制対象か否かの判断を回答する行政サービスです。平成22年度には228件の相談を受けています（平成19年度161件、平成20年度194件、平成21年度178件）。

### ④愛知県警、関係自治体との自動車解体業者に対する合同立入検査

盗難車の不正な解体輸出を防止するとともに、自動車の解体に伴う適切な環境保全措置の実施を促すため、中古車や解体車の輸出を行う愛知県内の自動車の解体業者の解体事業場に対して愛知県警察と関係自治体と連携して合同立入を実施しました。平成22年度には、48事業者に対して立入を実施し、5事業者に対して、不適正輸出の疑義があるとして、口頭注意を実施しました。

### 〈平成23年度の施策〉

廃棄物やバーゼル法該当物の不法輸出入の防止に向け、税関職員に対する研修や意見交換会等も実施し、徹底した水際監視を継続・強化していきます。また、各地方税関支署における輸出入関連事業者に対する普及啓発にも力を入れるとともに、事業者からの事前相談に対しては、迅速かつ的確な処理を進めていきます。

## 5 漂流・漂着ごみ対策

漂流・漂着ごみは、我が国においては、国内起因のみならず、地域によっては外国から大量に漂着しており、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の阻害や漁業への被害等の深刻化が指摘されています。

平成21年7月には、海岸における良好な景観の保全や生物多様性の確保に配慮し、総合的な海岸の環境保全及び再生を図るため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）が公布・施行されました。中部地方環境事務所では、同法に基づき各県で設置された海岸漂着物対策推進協議会に参画するとともに助言等を行いました。

### 〈平成23年度の施策〉

海岸漂着物対策に関する基本方針に基づく各県等の地域計画作成に当たり、各海岸漂着物対策推進協議会に引き続き参画し助言等を行います。また、策定された地域計画による各種施策の実施に当たっては、関係機関等との連携を図るとともに、漂着ごみの回収・処理等に関する体制の確立の支援も実施します。

## 廃棄物・リサイクル対策関連の主な業務の件数

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
<b>(1) 産業廃棄物の適正処理の確保・3Rの推進</b>					
①	不適正処理の未然防止・早期発見のための監視・啓発活動	16	26	26	30
	A.自ら実施したパトロール等の実施	0	2	3	4
	B.自治体等実施のパトロール・検問等への支援協力	13	21	20	24
	C.そのほかの取組	3	3	3	2
②	不適正処理現場の現地調査等の実施	6	6	6	9
③	不適正処理に関する一般からの相談、通報の処理	41	37	38	35
④	関係行政機関との連携(各種会議の開催・参画等)	28	29	30	25
	A.事務所主催の廃棄物対策関連の会議の開催	9	8	6	5
	B.自治体等主催の不法投棄対策等の連絡会議への参加	11	6	5	6
	C.自治体等主催のそのほかの廃棄物対策関連の会議への参加	8	7	16	12
	D.その他	0	0	0	2
⑤	地方自治体等からの各種相談や疑義照会	24	26	35	21
⑥	無害化処理認定制度の事前相談	2	4	3	3
	A.事前相談への対応	2	3	2	2
	B.認定申請の審査	0	1	1	1
<b>(2) 一般廃棄物の適正処理の確保・3Rの推進</b>					
①	循環型社会形成推進地域協議会への参画	8	11	1	2
②	循環型社会形成推進交付金申請に係る相談等の処理	36	40	50	50
③	汚水処理施設整備交付金申請の処理	0	0	0	0
④	災害等廃棄物処理事業費補助金の査定	10	8	2	1
⑤	災害等廃棄物処理事業費補助金の市町村等向け説明会の開催	2	0	0	1
⑥	下水道法に基づく公共下水道等事業計画に係る協議	5	3	1	2
⑦	関係行政機関との連携(各種会議の開催・参画等)	25	26	26	27
	A.事務所主催の廃棄物対策関連の会議の開催	0	0	0	1
	B.自治体等主催の会議への参加	1	1	1	1
	C.地方自治体等からの各種相談や疑義照会への回答	24	25	25	25
<b>(3) 廃棄物の輸出入に係る規制の執行</b>					
①	事業者からの輸出入に係る事前相談への対応	203	199	178	228
②	廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入に係る申請処理	5	7	5	5
	A.廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認に係る申請処理	5	7	5	5
	B.廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸入許可に係る申請処理	0	0	0	0
③	事業者等に対する立入検査、報告徴収等	13	5	18	36
④	パーゼル法に関する事業者向け説明会の開催	1	1	2	3
⑤	未然防止のための対策等	0	0	3	79
⑥	パーゼル物の輸入に係る処分完了通知の受理	0	0	1	1
⑦	パーゼル物の輸入に係る国内処理施設の環境法令違反事例の照会	0	0	1	5
<b>(4) 廃棄物の再生利用等の推進</b>					
①	家電リサイクル法に基づく立入検査等の実施	70	73	68	81
②	自動車リサイクル法に基づく立入検査等の実施	33	34	32	40
③	食品リサイクル法に基づく再生利用事業の登録申請等の受理・審査	10	7	12	17
④	廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度・広域処理認定制度に関する事前相談、現場確認	28	28	20	
⑤	容器包装3R推進環境大臣賞募集受付業務	6	5	3	0
⑥	食品リサイクル法に係る登録再生利用事業者調査	0	0	0	0
⑦	容器包装サイクル法に係る調査	0	0	0	0
⑧	容器包装リサイクル説明会	1	1	1	1
<b>(5) 地域における3R取組の活性化</b>					
①	NPO、事業者が実施する3R推進のための実証事業の審査	11	5	13	3
②	ごみの減量化や3R推進のための啓発活動の主催(3R推進ブロック大会等)	2	3	5	3
	A.自ら主催・共催したもの	2	3	3	3
	B.他の機関が主催したものにスピーカー・ブース出展等により参加したもの	0	0	0	0
	C.他の機関が主催したものを後援したもの	0	0	2	0
<b>(6) 廃棄物処理業所管大臣としての各種法制度の施行</b>					
①	廃棄物処理業者からエネルギー使用量の報告(省エネルギー法)や温室効果ガス排出量の報告(温暖化対策推進法)等の受理	105	110	110	136
②	中小企業等協同組合法に基づく設立の認可・変更等の申請の処理	11	12	9	24
<b>(7) その他</b>					
①	漂流漂着ごみに関すること	7	9	4	9

### Ⅲ 環境保全対策

#### 1 地球温暖化対策の推進

##### (1) エネルギー対策特別会計を活用した二酸化炭素排出抑制対策の推進

環境省では、エネルギー起源の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出抑制対策を推進するため、エネルギー対策特別会計（平成18年度以前は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計）を活用した補助事業及び委託事業を実施しており、その一部を地方環境事務所が担当しています。

##### ①補助事業

平成17年度以前は、地方環境事務所は申請書の受付のみを担当し補助金の交付は環境省本省が行っていましたが、平成18年度以降は申請書の受理から交付まで執行しています。平成22年度までに中部地方環境事務所が執行した補助事業は以下のア～カの事業です。

ア 実行計画に基づいた、地方公共団体の再生可能エネルギー・省エネ施設設備の導入に対する支援（対策技術率先導入事業、業務部門対策技術率先導入補助事業、地方公共団体対策技術率先導入補助事業）

イ 都道府県が地球温暖化防止活動推進センターの施設として整備する事業に対する支援（エコハウス整備事業）

ウ 地方公共団体の低公害車・次世代低公害車導入に対する支援（次世代低公害車普及事業、低公害（代エネ・省エネ車）普及事業、低公害車普及事業）

エ 管内7県の地域地球温暖化防止活動推進センターが地域住民に対して行う普及啓発・広報活動への支援（都道府県センター普及啓発・広報事業）ただし、平成22年度からは、特例市以上で指定を受けた市の地域地球温暖化防止活動推進センターも加え、推進員を活用した地域住民等に対して直接温室効果ガスの削減をはかるために対する支援（地域活動支援事業）

オ 地球温暖化対策地域協議会の活動として行う再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入に対する支援（地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業、地域協議会民生用機器導入促進事業、地域の特徴的温暖化対策機器普及促進事業）

カ 自然冷媒（ノンフロン冷媒）を用いた冷凍冷蔵装置の導入に対する支援（省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置普及モデル事業、省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業、省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業）

これらの補助事業は、平成17年度以降その名称と内容を変更しつつ現在に至っていますが、各年度の採択件数は表1のとおりです。

表 1 年度別補助事業別採択件数

補助事業	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ア	3	5	3	3	4	0
イ	1	1	—	—	—	—
ウ	2	2	2	4	3	4
エ	5	6	7	7	7	8
オ	122 (9)	30 (3)	20 (2)	3 (1)	105 (6)	225 (7)
カ	1	3	1	2	2	1

(注) オの ( ) 内の数字は、協議会数

①アの概要は、表 2 のとおりです。

表 2 対策技術率先導入事業及び業務部門対策技術率先導入補助事業に係る補助事業概要

年度	自治体名	事業概要
17	石川県	県有 3 施設へ E S C O 事業による建物全体の省エネ設備を導入
	岐阜県	県庁舎別館（シンクタンク庁舎）へ高効率冷温水発生機 1 基を導入
	飛騨市	市民病院における省エネタイプの蒸気ボイラーの導入及び蒸気仕切弁の改善
18	石川県	県営 2 施設（金沢中警察署・石川県工業試験場）に E S C O 事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入
	三重県	県営播磨浄水場へ太陽光発電（150kW）を導入
	飯田市	健康増進施設へ太陽光発電（20kW）を導入
	名古屋市	消防署の出張所宿直施設に燃料電池（1 kW）を導入
	安城市	市庁舎へ太陽光発電システム（27.5kW）を導入
19	石川県	県有 2 施設（教育センター、金沢西警察署）に E S C O 事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入
	三重県	北勢水道事務所屋上に太陽光発電（20kW）を導入
	箕輪町	消防署・地域交流センターへ太陽光発電（25kW）を導入
20	三重県	浄水場沈殿池上部に太陽光発電（150kW）を導入
	石川県	県有 4 施設（小松県税事務所・南加賀農林総合事務所、石川中央保健福祉センター、中能登総合事務所・中能登農林総合事務所、能登中部保健福祉センター・中能登土木総合事務所）に E S C O 事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入
	西尾市	市庁舎屋上に太陽光発電（50kW）を導入
21	松塩安筑老人福祉施設組合	組合運営の養護老人ホーム「温心寮」屋上に、太陽光発電（20 k w）を導入
	蟹江市	町営の新給食センター屋上に、太陽光発電（20 k w）を導入 同給食センター内に、バイオマス燃料製造装置（BDF 装置）の導入
	伊勢市	伊勢市産業支援センターに太陽光発電（30 k w）を導入
	三重県	播磨浄水場沈殿池上部に太陽光発電（65 k w）を増設

また、①カの概要は、表3のとおりです。

**表3 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置普及モデル事業及び省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業に係る補助事業概要**

年度	事業者名	対象工場・事業所名、所在地	事業内容	冷媒
17	前田運送	前田運送川越町物流センター 三重県三重郡川越町	物流センター新築工事における空気サイクル廃熱利用冷凍装置導入事業	空気
18	味の素冷凍食品株式会社	味の素食品株式会社 中部工場 岐阜県揖斐郡	冷凍食品生産設備における自然冷媒凍結装置導入事業	NH <sub>3</sub> CO <sub>2</sub>
	枇杷島製氷株式会社	枇杷島製氷株式会社 名古屋市	製氷工場新築工事におけるNH <sub>3</sub> 冷凍装置導入事業	NH <sub>3</sub>
	江崎グリコ株式会社	三重グリコ株式会社 三重県津市	三重グリコ株式会社No.1、No.2製品冷蔵庫冷凍装置更新事業	NH <sub>3</sub> CO <sub>2</sub>
19	高岡冷蔵株式会社	高岡冷蔵株式会社富山工場 富山県富山市	富山工場新築工事における自然冷媒冷凍装置導入事業	NH <sub>3</sub> CO <sub>2</sub>
20	名豊興運株式会社	名豊興運株式会社小牧冷凍センター 愛知県小牧市	冷凍センター新築工事におけるNH <sub>3</sub> 、CO <sub>2</sub> 冷凍装置導入事業	NH <sub>3</sub> CO <sub>2</sub>
	興和冷蔵株式会社	興和冷蔵株式会社中部物流センター 愛知県一宮市	中央物流センター増築工事におけるNH <sub>3</sub> 、CO <sub>2</sub> 冷凍装置導入事業	NH <sub>3</sub> CO <sub>2</sub>
21	東洋水産株式会社	東洋水産株式会社中央物流センター 愛知県丹羽郡扶桑町	中央物流センター増築工事におけるNH <sub>3</sub> 、CO <sub>2</sub> 冷凍装置導入事業	NH <sub>3</sub> CO <sub>2</sub>
	株式会社ヒューテックノオリン	株式会社ヒューテックノオリン中部支店 愛知県小牧市	中部支店新築工事におけるNH <sub>3</sub> 、CO <sub>2</sub> 冷凍装置導入事業	NH <sub>3</sub> CO <sub>2</sub>
22	日本水産株式会社	日本水産安城工場 愛知県安城市	日本水産株式会社安城工場コロケ3号並びに4号一次フリーザー更新工事における省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	NH <sub>3</sub>

## ②補助事業

平成22年度からは、環境省本省が執行する補助事業である「平成21年度チャレンジ25地域づくり事業」に関し、管内で採択された7箇所の実施地域のうち、中部地方環境事務所に対して要請があった3地域（岐阜県中津川市・恵那市、岐阜県岐阜市、岐阜県中津川市）について、事業を実施する地域協議会へ参画しています。

## ③地域グリーンニューディール基金事業、中核市・特例市グリーンニューディール基金事業

地方公共団体には、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画や廃棄物処

理法に基づく都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画など、様々な計画の策定と取組の推進が求められています。

こうした取組を地域が確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、環境省は、平成 21 年度補正予算において、都道府県・政令指定都市に地域グリーンニューディール基金を、中核市・特例市に中核市・特例市グリーンニューディール基金を造成するための補助金を交付しました。

この基金を活用し、平成 21 年度から 23 年度末まで、省エネ改修、民間事業者支援、地域資源を活かした設備整備などを支援する事業が展開されています。

## (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律の周知等

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度、地方公共団体実行計画・地球温暖化対策地域推進計画の策定及び地球温暖化対策地域協議会に関し、制度の周知活動や指導を行っています。

### ①温室効果ガス算定・報告・公表制度の周知

温対法に基づき、平成 18 年 4 月から、温室効果ガスを相当程度排出する者(特定排出者)に自らの温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することが義務付けられています。平成 20 年 6 月の温対法改正では、平成 21 年度排出量(平成 22 年度に報告)から事業所から事業者単位・フランチャイズチェーン単位での報告とすることや、新たに調整後温室効果ガス排出量の報告が加わり、J-VER 等のクレジットの算入も認められることとなりました。そのため、電気事業者の係数についてもこれまでの実排出係数と新たに調整後排出係数を公表することになりました。

このため、中部地方環境事務所では環境省本省と連携し、平成 22 年度に、同制度の周知のための説明会を名古屋市・富山県で開催しました。その他に中部経済産業局、自治体等で開催する説明会にも講師として参加し、個別相談会では質問等に対応しています。

また、中部地方環境事務所では、同制度に関する質問や特定排出者コードに関する問い合わせ等に対して常時対応しています。

### ②地方公共団体実行計画及び地球温暖化対策地域推進計画の策定推進

温対法に基づき、地方公共団体は、県及び市町村の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減措置に関する地方公共団体実行計画(事務・事業編)及び当該区域内における活動から排出される温室効果ガスに関する実行計画(地域施策編)を策定することとされています。

中部地方環境事務所では、環境省本省と連携し、計画策定に関する説明会を開催するほか、問い合わせ等に対応しています。

### ③地球温暖化対策地域協議会に関する業務

環境省では、温対法に基づいて設立された地球温暖化対策地域協議会(地域協議会)の活動を支援するため、地域協議会の登録簿を整備し、全国の地域協議会の設立状況や活動内容等の情報について、インターネット等を通じて一般に公表し、地域協議会同士の情報交換や住民等への情報提供を推進しています。中部地方環境事務所では、地域協

議会の設立に関する指導、登録申請書の受付窓口対応を行っています。

中部地方環境事務所管内の県別登録済み地域協議会数（平成 23 年 3 月 31 日現在）は表 4 のとおりであり、合計で 81 協議会となっています。

表 4 管内の県別登録済み地域協議会数

富山県	5	長野県	19	三重県	7
石川県	15	岐阜県	8	管内合計	81
福井県	5	愛知県	22		

### （3）中部エネルギー・温暖化対策推進会議

中部エネルギー・温暖化対策推進会議は、中部地域の国の地方支分部局、地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者団体、環境NPO等をメンバーとして、中部地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報を交換・共有し、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体をはじめとする中部地域の地球温暖化対策に関する自主的な取組を促進するため、平成 17 年 3 月に設置されました。

中部地方環境事務所は、中部経済産業局とともに同推進会議の事務局を担当し、関係機関との連携を図りつつ、主として民生部門の啓発を図る取組を行ってきました。このうち、代表的な取組は表 5 のとおりです。

表 5 中部エネルギー・温暖化対策推進会議による主な取組

開催年月日・開催場所	取組名	連携団体	参加者数
平成 19 年 1 月 19 日及び 2 月 2 日・中部地方環境 事務所	温暖化防止対策技術の基礎講座	—	各開催日につき約 30 人
平成 20 年 2 月 16 日・富 山市（富山市民プラザ）	CO <sub>2</sub> 削減セミナー・北陸 ～家庭 から始める地球温暖化ストップ～	富山及び石川の各県地球温暖化防止活動推進センター	約 70 人
平成 20 年 3 月 29 日・津 市（アストホール）	講演会&東海 3 県活動報告—知ろ う・わかろう・始めよう！地球温 暖化防止	岐阜、愛知及び三重の 各県地球温暖化防止活 動推進センター	約 130 人
平成 21 年 1 月 24 日・岐 阜市（ホテルグランヴェ ール岐山）	シンポジウム&中部 4 県活動報告 会—地球温暖化防止 ひろがれ！ つながれ！ちいきの環(わ)	長野、岐阜、愛知、三 重の各県地球温暖化防 止活動推進センター	約 110 人
平成 22 年 1 月 23 日・名 古屋市（名古屋栄ビルデ ィング）	シンポジウム&中部 4 県活動報告 会—地球温暖化防止 ひろがれ！ つながれ！ちいきの環(わ)	長野、岐阜、愛知、三 重の各県地球温暖化防 止活動推進センター	約 90 人
平成 23 年 1 月 29 日・名 古屋市（名古屋栄ビルデ ィング）	低炭素生活のご提案～温室効果ガ ス 25%削減を考える～	—	約 70 人

### 〈平成 23 年度の施策〉

エネルギー対策特別会計を活用した二酸化炭素排出抑制対策については、各種の補助事業・委託事業等を着実に実施します。

改正温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度については、同制度の周知を



目的とする説明会を平成 23 年度においても開催します。

また、地球温暖化対策を地域において実践していただくため、意識啓発を目的としたシンポジウムを中部エネルギー・温暖化対策推進会議とともに開催します。

#### (4) エコハウスの普及に向けた取組

家庭部門における温室効果ガスの排出を削減するためには、環境への負荷を減らしながら快適な暮らしを実現するエコハウスの普及が重要です。環境省では、「21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業」として、地域の気候風土や伝統的な住文化を活かしたエコハウスのモデル整備事業を、全国 20 地域で実施しました（中部管内では、石川県、長野県飯田市、岐阜県高山市の 3 地域において実施）。

これらのエコハウスの取組について理解を深めるため、平成 23 年 2 月に、石川県金沢市と岐阜県高山市において、「北陸・中部エコハウスセミナー／見学会」を開催しました。

## 2 環境教育の振興・環境保全活動の促進

### (1) 中部環境パートナーシップオフィスの設置・運営

環境省は、事業者、市民、民間団体等あらゆる主体のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する地方拠点として、「地方環境パートナーシップオフィス」を全国各ブロック（7 か所）に設置しています。

中部地方環境事務所では、平成 17 年 9 月に名古屋市に「中部環境パートナーシップオフィス（EPO 中部）」を設置し、市民や NPO、企業、行政等の協働により、様々な環境課題への理解と認識を深めるための企業・行政・民間団体等を対象としたワークショップやセミナー、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会等を開催しています。EPO 中部の年度別利用者数は、表 6 のとおりです。

表 6 中部環境パートナーシップオフィス利用者数

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
来館者数（人）	1,164	1,727	1,846	2,132	1,451	1,019
HP アクセス数	36,586	137,988	174,365	193,844	226,397	610,827

（注）平成 17 年度については、9 月に開館したため、来館者数は 7 か月間の総数。

HP は 11 月に開設したため、HP アクセス数は、5 か月間の総数。

### 〈平成 23 年度の施策〉

EPO 中部の設置から 5 年半が経過し、中部地方における環境パートナーシップ推進のための基盤となる関係づくりができるようになりました。このため、平成 23 年度においては、第 2 期のまとめとして、今まで実施してきた事業をまとめ、その見える化を行い、広域的な環境パートナーシップ推進のための検討をしていきます。

また、昨年 10 月開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の決議の実行に向けて、民間団体・企業・行政等のパートナーシップ形成支援を実施していきます。

## (2) 環境白書等を読む会の開催

平成18年に中部地方環境事務所として初めての「環境白書を読む会」を実施して以降、毎年6月の環境月間に合わせて「環境白書を読む会」を開催し、環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図っています。

表7 環境白書等を読む会開催概要

開催年度	開催日	開催地	参加者数(人)
平成18年度	H18. 6. 27	三重県(四日市市)	39
	H18. 6. 29	富山県(富山市)	56
平成19年度	H19. 7. 11	愛知県(名古屋市)	112
平成20年度	H20. 6. 20	長野県(長野市)	34
	H20. 6. 27	愛知県(名古屋市)	85
平成21年度	H21. 6. 26	愛知県(名古屋市)	125
	H21. 9. 24	石川県(金沢市)	52
平成22年度	H22. 7. 10	富山県(富山市)	52
	H22. 7. 17	愛知県(名古屋市)	44

### 〈平成23年度の施策〉

平成23年度も、継続して「環境白書を読む会」を開催します。このような機会を捉え、環境施策を分かりやすく国民の皆さんに伝えていくとともに、具体的な環境行動に繋がるよう積極的に取り組む予定です。

## (3) 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組の推進

「国連持続可能な開発のための教育(E S D)の10年」(平成17年~26年)の推進のため、平成18年3月に決定した我が国における実施計画に基づき、E P O中部における事業と連携して地域における実践事例の収集及びフォーラムの開催、パンフレット等を通じた普及啓発等の取組を行いました。

中部地方環境事務所においても、平成22年度に、生物多様性の保全活動をE S Dと関連づけ、その活動を紹介したパンフレットを作成・配布しました。

### 〈平成23年度の施策〉

「持続可能な社会」を創るために、既に中部地方に存在している「持続可能な開発のための教育」活動を更に発掘し、優良事例の共有化を図ります。また、北陸・東海エリアとの情報交流の促進も図ります。また、中部地方環境事務所の中部7県1市環境教育担当者の連携を図るなど、中部地方から「持続可能な社会づくり」をリードする政策が生み出されるよう、関係機関との連携を強化します。

## (4) 環境教育リーダー研修基礎講座の開催

中部地方における環境教育・環境学習を推進する人材として、今後重要な役割が期待される学校教員及び地域の環境活動実践リーダーを対象に研修を行い、指導者としての

能力を養成するとともに、参加者相互の交流によりパートナーシップ構築の礎を築き、地域における環境教育・環境学習の推進を図るため、平成13年から毎年度管内各県を巡る形で実施しています。平成18年度以降の開催概要は、表8のとおりです

表8 環境教育リーダー研修基礎講座開催概要（平成18～22年度）

開催年度	日程	開催地	参加者数（人）
平成18年度	H18. 8. 23-25	三重県（鈴鹿市）	45
平成19年度	H19. 8. 27-29	長野県（塩尻市）	48
平成20年度	H20. 8. 20-22	岐阜県（高山市）	54
平成21年度	H21. 8. 26-28	愛知県（岡崎市）	37
平成22年度	H22. 7. 28-30	石川県（白山市）	32

### 〈平成23年度の施策〉

平成23年度は、当該予算の廃止に伴い実施しない予定です。

### （5）環境カウンセラー研修の実施

環境省では、平成8年9月に「環境カウンセラー登録制度実施規程」を告示し、環境カウンセラー登録制度を創設しました。この制度は、環境保全活動を行おうとする市民や事業者に対して環境保全活動等に関する知識を付与したり、活動に関する助言や指導を行ったりすることを希望する者のうち、適切な能力・識見を有する者として国民に広く推奨すべき者を登録し、広く一般に公表することにより、市民や事業者等の環境保全活動を推進するものです。

この環境カウンセラーに対して、実施規程に基づき、環境カウンセラーの資質、能力等の向上を図ることを目的に、環境カウンセラー研修を表9のとおり実施しました。

表9 年度別環境カウンセラー研修の概要

平成17年度環境カウンセラー研修（平成17年12月14日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム		講師	参加者数
全体講義	環境学習・教育（愛知万博から学んだこと）	川島 直（財団法人キープ協会常務理事）	125人
事例発表	3Rの推進	山川 幹子（環境カウンセラー）	27
	我が家の環境大臣事業	金田 八重（環境カウンセラー）	25
	環境経営とエコアクション21	磯谷 善一（環境カウンセラー）	34
	地球温暖化防止と環境パートナーシップによる解決法	深谷 正明（環境カウンセラー）	39
平成18年度環境カウンセラー研修（平成18年10月25日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム		講師	参加者数
全体講義	地域社会を巻きこんでの活動	千頭 聡（日本福祉大学情報社会学部教授）	119人
事例発表	教育現場との連携	岡本 明子（環境カウンセラー）	30
	地域活動の中での温暖化対策	小林 由紀子（環境カウンセラー）	24
	事業者と連携の環境教育	篠田 陽作（環境カウンセラー）	38
	事業現場での活動	平林 昭敏（環境カウンセラー）	27
平成19年度環境カウンセラー研修（平成19年11月6日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム		講師	参加者数
全体講義	名古屋の二酸化炭素 2050年に1990年比マイナス60%？	竹内 恒夫（名古屋大学大学院環境学研究所教授）	120人

事例発表	カウンセラー活動について	服部 宏（環境カウンセラー）	36
	エコライフ・ゴミ問題	矢口 芳枝（環境カウンセラー）	26
	学校ビオトープについて	井上 哲夫（環境カウンセラー）	26
	企業から市民に向けた環境活動	中野 昭彦（環境カウンセラー）	32
平成 20 年度環境カウンセラー研修（平成 20 年 11 月 5 日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム		講師	参加者数
全体講義	生物多様性～動物園の役割と動物園で学ぶこと～	小林 弘志（東山動物園園長）	133 人
事例発表	生物多様性とは	坂部 孝夫（環境カウンセラー）	31
	生物多様性のプログラム	青木 雅夫（環境カウンセラー）	27
	生物多様性のフィールドワーク	後藤 公男（環境カウンセラー）	36
	地球温暖化と生物多様性	杉山 範子（環境カウンセラー）	39
平成 21 年度環境カウンセラー研修（平成 21 年 10 月 29 日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム		講師	参加者数
全体講義	生物多様性～動物園の役割と動物園で学ぶこと～	林 清比古（愛知県顧問）	114 人
事例発表	野生生物との共生	加々美 孝男（環境カウンセラー）	23
	天竜川の生態系保護保全活動	清水 裕（環境カウンセラー）	19
	自然観察やリサイクル環境教育	出口 省吾（環境カウンセラー）	32
	温暖化防止・森のインタープリター	浅野 智恵美（環境カウンセラー）	36
平成 22 年度環境カウンセラー研修（平成 22 年 12 月 1 日：名古屋国際会議場）			
講義プログラム		講師	参加者数
全体講義	「地域環境行政の今後の方向性について」	稲垣 隆司（前愛知県副知事）	136 人
事例発表	フードマイルズ指標から考える食の省エネ普及活動	中村 早苗（環境カウンセラー）	31
	長野の環境市民活動事例 みどりの市民	渡辺 ヒデ子（環境カウンセラー）	29
	企業における省エネルギー支援の実例	畠中 豊（環境カウンセラー）	42
	企業における環境活動と地域との連帯	深谷 百合子（環境カウンセラー）	31

## 〈平成 23 年度の施策〉

平成 23 年度についても、研修内容の充実（昨今の情勢等を踏まえた内容、受講者のニーズに合った内容等）を図りながら実施します。

## （6）中部エコライフ・フェア等の開催

平成 18～20 年度は中部地方環境事務所管内のより良い環境対策の推進を目指し、地球温暖化、廃棄物の 3 R、生物多様性の保全等様々な環境問題や環境保全活動への理解を深めてもらうため、他の国の地方支分部局、地方自治体、企業、NGO/NPO等の協力を得て、環境保全活動への取組についての展示や普及活動の啓発を目的に、6 月の環境月間中に「中部エコライフ・フェア」を表 10 のとおり開催しました。平成 21・22 年度は環境月間行事として、国際生物多様性の日・記念イベントを共催しました。

表 10 中部エコライフ・フェア開催等の概要

平成 18 年度中部エコライフ・フェア （平成 18 年 6 月 6～8 日：名古屋市栄・オアシス 21「銀河の広場」）	
概要：ステージイベント、ブース展示（パネル展示等）、体験コーナー等	
参加団体	中部運輸局、中部地方整備局、名古屋税関、東海農政局、中部森林管理局、第四管区海上保安本部、中部経済産業局、名古屋地方气象台、名古屋市、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県、愛知県、長野県、名古屋港管理組合、中部電力、東邦ガス、J R 東海、名古屋鉄道、NEXCO 中日本、愛知県産業廃棄物協会、下水汚泥リサイクル、(株) エコアクションニュース、愛知環境カウンセラー協会、EPO 中部、第 48 回自然公園大会

	三重県実行委員会、愛知県地球温暖化防止活動推進センター、ECO CARAVAN、モリゾー・キッコロと環境活動を推進する会、Eco japan cop2006 実行委員会、伊勢・三河湾流域ネットワーク、かいたまや、コミュニティ・ユース・バンク momo、字と字で通じ合うアジア漢字圏交流、日本EVクラブ愛知、絆・創・倅 net、マイ箸基金、seRection、藤前干潟を守る会、ITエコサイクル推進機構、EXPOエコマネーセンター、あいち菜の花活用推進協議会（計 44 団体）
平成 19 年度中部エコライフ・フェア （平成 19 年 6 月 16～17 日：名古屋市栄・オアシス 21 「銀河の広場」）	
概要：ステージイベント、ブース展示（パネル展示等）、体験コーナー等	
参加団体	名古屋税関、東海農政局、中部森林管理局、中部経済産業局、中部地方整備局、第四管区海上保安本部、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、COP10 誘致委員会、なごや環境大学、名古屋森林管理組合、NEXCO 中日本、中部電力、東邦ガス、JR 東海、名古屋鉄道、国立環境研究所、愛知環境カウンセラー協会、EPO 中部、愛地球計画、愛知県地球温暖化防止活動推進センター、碧い地球ねっと、ESD-T、EXPO エコマネーセンター、環境市民、木田エコクラブ、キルトネットワークジャパン、心のアラスカ、seRection、てとてボランティア会、日本野鳥の会愛知県支部、ネイチャークラブ東海、藤前干潟を守る会、モリゾー・キッコロと環境活動を推進する会、森の天使、矢作川水系森林ボランティア会（計 39 団体）
平成 20 年度ちゅうぶエコライフ・フェア （平成 20 年 6 月 14～15 日：名古屋市栄・オアシス 21 「銀河の広場」）	
概要：ステージイベント、ブース展示（パネル展示等）、体験コーナー等	
参加団体	中部地方整備局、中部森林管理局、東海農政局、岐阜県、三重県、愛知県、名古屋市、NEXCO 中日本、中部電力、COP10 誘致委員会、愛知環境カウンセラー協会、EPO 中部、中部空港島周辺海域調査研究会、フィトラボ、Sha-chi.jp、山崎川グリーンマップ、あいちの海グリーンマップ（計 16 団体）
平成 21 年度環境月間行事（2009 年国際生物多様性の日・記念イベント） （平成 21 年 5 月 22～24 日：名古屋市栄・オアシス 21 「銀河の広場」）	
概要：トークセッション、ブース展示（パネル展示等）、体験コーナー等	
参加団体	生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）支援実行委員会主催の記念イベントに共催として中部地方環境事務所各課によるブース展示等で参加
平成 22 年度環境月間行事（2010 年国際生物多様性の日・記念イベント） 国際生物多様性の日・COP10 開催半年前記念行事「なるほど生物多様性 COP10 まであと半年！」 （平成 22 年 5 月 22～23 日：名古屋市栄・オアシス 21 「銀河の広場」）	
概要：ブース展示（ミニパネル展示、緑提灯等）、「地球のいのち、えがいていこう」等	
参加団体	生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）支援実行委員会主催の記念イベントに中部地方環境事務所によるブース展示等で参加

### 〈平成 23 年度の施策〉

平成 22 年度は「国際生物多様性の日」記念イベントにブース出展参加することにより、中部地域における地球温暖化防止対策、循環型社会への取組、生物多様性の保全等の様々な国レベルの環境保全活動について、効果的に発信することができました。

平成 23 年度も生物多様性の 10 年を含めた国際及び国レベルの環境施策の国民への普及啓発が引き続き求められています。中部管内各県と連携して効果的に環境月間関連イベントを展開していきます。

## 3 水・大気・土壌環境等の保全

### （1）土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に係る指導・監督

使用が廃止された有害物質使用特定施設（有害物質を製造、使用又は処理する水質汚

濁防止法の特定施設)に係る工場又は事業場の敷地であった土地等の所有者等は、「土壤汚染対策法」に基づき、当該土地の土壤汚染の状況について環境大臣が指定する者(指定調査機関)に調査させて、その結果を都道府県知事に報告することとされています。中部地方環境事務所では、管内に事業所を有する指定調査機関の指定や各種届出の受付等の業務を行っています。

また、毎年1回、環境省本省の指示により、指定調査機関の現況について確認を行っており、その結果に基づき指導等を行っています。

中部地方環境事務所が指導・監督を行うこととされている指定調査機関(当事務所管内のみに事業所を有する指定調査機関)は、平成23年3月31日現在180機関です。

## (2) 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請等の窓口

石綿を吸入することにより、中皮種、肺がん等になられた方及びこれらの疾病に起因して亡くなられた方のご遺族に対する「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済給付の申請等の受付窓口を、独立行政法人環境再生保全機構及び保健所とともにを行っています。

## (3) 農薬使用基準遵守状況等監視調査

農薬使用者が「農薬使用基準」を遵守しているかどうかを確認するために、農薬の保管状況や排出水中の残留農薬を確認するための調査を平成16年度から実施しています。調査内容は、農薬の保管状況及び公共用水域に排出される水の残留農薬濃度であり、県の環境部局が残留農薬濃度の検査を実施しない県に所在するゴルフ場のうち、1県当たり1ゴルフ場に対し実施しています。

ゴルフ場で使用される農薬については、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」により72農薬について指針値が設定されていますが、本調査において指針値を上回る残留農薬が検出されたケースはありません。

## (4) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく立入検査

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、新規化学物質のうち、その新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等から見てその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものとして政令で定める場合(他の化学物質の中間物として製造・輸入する場合等)において、製造・輸入者からの申出に基づいて国(厚生労働省、経済産業省及び環境省)の事前確認を受けた物質について、申出どおりに製造(輸入)が行われているかを確認するために、立入検査を実施しています。

立入検査は年2~3回、1回当たり数事業者に対し、環境省本省、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構と合同で実施しています。

## (5) 住宅地等における農薬の適正使用に関する研修会

住宅地等における農薬の適正使用に関する研修会を、地方農政局及び各県との共催により、地方公共団体担当者を対象に、平成21年5月21日に石川県で、22年6月11日に福井県で、23年3月14日に岐阜県で、それぞれ開催しました。

## 〈平成 23 年度の施策〉

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に係る指導・監督及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請の窓口業務については、着実に実施します。

住宅地等における農薬の適正使用に関する研修会を、北陸農政局及び富山県との共催により、地方公共団体担当者を対象として開催します。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく立入検査については、着実に実施します。

## 4 その他

### (1) 環境影響評価

地方環境事務所における環境影響評価業務は、平成 20 年 9 月までは環境影響評価手続以降のフォローアップ作業が主な業務となっていました。

平成 20 年 10 月からは、戦略的環境アセスメント（S E A）の迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件のフォローアップの着実な実施のため、地方環境事務所組織規則の改正が行われ、地方環境事務所の所掌事務として「環境の保全の観点からの環境影響評価に関する審査に関すること」が明確に位置付けられ、関係する地方支分部局や自治体から情報収集を行っています。

「事業に一番近いところにいるのは地方事務所」ということで S E A 段階については地方事務所で行い、そのため関係する国の地方支分部局や自治体と緊密な関係を築きながら備え、環境保全の立場から質問を行い環境省意見の提出を行います。

また、東海・北陸ブロック環境影響評価審査担当者会議、全国環境影響評価関係課長会議等の会議に出席し、意見交換を行っています。

## 〈平成 23 年度の施策〉

平成 23 年度においては、S E A 案件である「名古屋港の浚渫土砂の新たな処分場計画」の計画策定者に対し質問と説明を求め、検討委員会等へのオブザーバーとして参加しながら事業内容を鮮明にし、環境保全の立場から必要であると判断される場合には、環境省意見の提出を行います。

また、名古屋港港湾や三河港港湾における計画の改訂についても Q & A を掲載し、必要であると判断される場合には意見を提出します。

中央新幹線（リニア）については、本省主導で関東～中部～近畿の事務所で連携し、関係する国の地方支分部局や自治体と緊密な関係を築いていきます。

その他の案件として、北陸地方の足羽川ダム建設事業、能登自動車道（田鶴浜～七尾）、東海地方の国道 19 号瑞恵道路、西知多道路等の情勢把握や、環境大臣意見の提出終了案件である設楽ダム、北陸新幹線等についても、その後の環境保全等についての情報収集を行います。

また、環境省本省と連携しながら、必要に応じて現地確認を行います。

## (2) エコアクション 21 認証・登録制度の普及

エコアクション 21 (E A21) 認証・登録制度は、中小事業者でも容易に取り組める環境経営システムとして、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく制度です。同制度の普及を促進するため、平成 22 年度は北陸地方の工場・事業場の事業者に対し中部地方環境事務所主催の「環境省温暖化対策説明会(～ストップ!地球温暖化 地域でチャレンジする方への支援策～)」の中でセミナーと個別相談会を実施しました。

表 11 エコアクション 21 認証・登録制度に関するセミナー実施概要

説明会名称	環境省温暖化対策説明会(～ストップ!地球温暖化 地域でチャレンジする方への支援策～)
実施年月日	平成 22 年 6 月 8 日(木) 13:55～17:00
会場	富山電気ビルディング
主催	環境省中部地方環境事務所 環境対策課
参加者数	150 名
内容	本省総合環境政策局環境経済課からのエコアクション 21 登録制度の概要及び改訂ガイドラインの説明②個別相談会 (説明会のうちエコアクション 21 のみ記載)

### 〈平成 23 年度の施策〉

平成 23 年度は、東海地域の地域事務局と連携し工場・事業場の事業者を対象に、エコアクション 21 認証・登録制度のセミナーを開催します。また、11 月に石川県金沢市で開催される「第 6 回エコアクション 21 全国交流研修大会 in 金沢」にも実行委員会として参加し、制度の普及・促進を行います。



## 環境保全対策関連の主な業務の件数

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
<b>(1) 地球温暖化対策</b>					
①	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計を活用した事業の交付申請書の審査、交付決定、額の確定・通知に係る事務	17	17	22	31
②	温室効果ガス算定・報告・公表制度に係る説明会の開催	2	2	27	15
③	地域エネルギー温暖化対策推進会議等の開催	5	3	3	3
④	地球温暖化防止のための普及啓発活動の実施(イベントの企画、セミナーの開催、研修講師等)	15	1	17	11
⑤	温暖化防止に向けた取組への連携(各種温暖化対策会議への参画等)	-	-	32	43
⑥	改正フロン回収・破壊法に係る説明会	1	0	0	0
⑦	ESTモデル事業に係る普及啓発委託事業関係会議等	2	1	0	0
<b>(2) 環境教育の振興、環境保全活動の推進</b>					
①	環境パートナーシップオフィスの運営(事務所の参画等)	124	54	91	51
②	環境教育リーダー研修・環境カウンセラー研修の実施	2	2	2	3
	A.環境教育リーダー研修の実施	1	1	1	1
	B.環境カウンセラーに対する研修の実施	1	1	1	2
③	環境問題に係る知識の習得のための学習会の開催	8	0	0	0
④	エコアクション21の普及・啓発の実施(セミナー等への出席、講師等)	0	1	2	2
⑤	環境学習フォーラム・セミナー	0	0	0	0
⑥	環境カウンセラー協議会・ブロック会議	0	0	0	0
⑦	こどもエコクラブ事業	1	0	0	0
⑧	我が家の環境大臣事業	1	0	0	0
⑨	各種連絡協議会・情報連絡会・出前講座	3	14	11	15
⑩	国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業	2	1	2	1
⑪	中部エコライフ・フェア等の開催、出展	1	1	2	2
⑫	訪問学習の受け入れ	0	1	3	4
⑬	環境白書を読む会の開催	1	2	2	2
⑭	各種環境行事の活性化、環境保全活動の推進(後援名義)	26	29	24	29
<b>(3) 水・大気・土壌環境等の保全</b>					
①	・取・法に・ル・フ・の・用・の・査	3	3	3	3
②	特定特・動・出ガスの・制等に関する法・に・報告・取・入・査、普及啓発活動	0	0	0	0
③	・対策法に・定・査・関の・定、	85	60	67	224
④	・正・用に関する・向け説明会の開催	1	0	1	2
⑤	・大・環境関連、各種連絡協議会・情報連絡会	-	-	38	31
<b>(4) その他</b>					
①	環境・業務の情報収・フォローアップ報告	3	5	3	7
②	石・制度に係る説明会	1	1	1	2
③	所・法・改正等に・説明会の開催	2	8	0	0

## IV 自然環境の保全と整備

### 1 国立公園の管理

#### (1) 上信越高原国立公園

上信越高原国立公園は、昭和24年9月7日に、浅間、菅平、志賀、草津の代表的な4つの高原と谷川岳一帯及び苗場山が指定され、さらに昭和31年7月10日に妙高・戸隠地域が拡張されました。

公園区域及び公園計画の見直し作業は、「谷川・苗場」、「志賀高原」、「須坂・高山」、「草津・万座・浅間」、「妙高・戸隠」の5地域に分け実施しています。当初指定地域では「草津・万座・浅間」が平成19年に、「須坂・高山」が平成22年に再検討が終了しました。引き続き「谷川・苗場」、「志賀高原」の順で見直し作業を推進することとしており、平成22年度には「谷川・苗場」の自然環境等に関する基礎的な情報の収集・整理を行いました。

「妙高・戸隠」地域は、平成22年に第4回点検が終了しました。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、自然公園法に基づく各種行為や公園事業に係る許認可等の審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに同公園では、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民や団体等により、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進することを目的として、グリーンワーカー事業（国立公園等民間活用特定自然環境保全事業）により、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や、外来種対策事業、清掃活動事業を行いました。

他方、同公園では、多様な主体の参画による公園管理を実現するため、草津・万座・浅間地域において平成19年度から20年度に実施した、参加型管理運営体制検討調査業務の成果を管理計画の策定に反映し、平成22年に草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域について管理計画を改定しました。国立公園の自然風景地の保護及び管理を担う公園管理団体として、平成20年3月にNPO法人浅間山麓国際自然学校が環境大臣から指定され、浅間地域で業務を実施しています。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、国立公園の主たる利用拠点の集団施設地区である万座、鹿沢、笹ヶ峰、五最杉を中心に整備しているほか、「谷川・苗場」においては苗場山の登山道、「志賀高原」においては山岳トイレ、「妙高・戸隠」においては火打山及び妙高山の登山道の整備を実施しています。「草津・万座・浅間」においては、施設整備を計画的かつ効果的に推進するための中長期計画（地域整備計画）を、万座集団施設地区においては既存施設の再整備等を集中的に実施するための基本計画を、それぞれ平成22年度に策定しました。

表 1 上信越高原国立公園における許認可等の件数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
行為の許可等の件数	43 件	48 件	110 件	123 件
事業の認可等の件数	84 件	71 件	73 件	72 件

表 2 上信越高原国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成 19 年度	187,300	苗場山登山線歩道、本白根線歩道、志賀山周回線歩道、鳥居峠四阿山線歩道、笹ヶ峰高谷池線歩道ほか
平成 20 年度	164,500	苗場山登山線歩道、本白根線歩道、志賀山周回線歩道、根子岳登山線歩道、笹ヶ峰高谷池線歩道ほか
平成 21 年度	151,882	苗場山登山線歩道、菅平四阿山線歩道、新鹿沢旧鹿沢線歩道ほか
平成 22 年度	108,900	苗場山登山線歩道、妙高連峰縦走線歩道、志賀山周回線歩道ほか

※事業費については、新潟県への施行委任事業分を含む

### 〈平成 23 年度の施策〉

「谷川・苗場」の公園計画については、前年度までに収集・整理した情報等をもとに見直し案をとりまとめ、関係行政機関等との調整を進めます。

また、自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成 23 年度のグリーンワーカー事業については、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、外来種対策事業、清掃活動事業、火打山に生息するライチョウの保全を目的とした調査を実施します。

さらに、平成 22 年度まで重点的に施設整備を行ってきた登山道についても、引き続き自然環境の保全に十分配慮して整備を行うほか、「草津・万座・浅間」においては、平成 22 年度に策定した地域整備計画に沿って施設整備を推進します。

### (2) 中部山岳国立公園

中部山岳国立公園は、昭和 9 年 12 月 4 日に指定されました。公園区域及び公園計画の見直し作業（第 1 回点検）は、平成 17 年度に終了し、平成 20 年度からは中部山岳国立公園南部地域（上高地地域、乗鞍地域、飛騨地域）を対象に管理計画策定作業を進めており、平成 21 年度に素案（事務所案）を作成しています。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、自然公園法に基づく各種行為や公園事業に係る許認可等の審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに、同公園におけるグリーンワーカー事業として、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や、オオハンゴンソウ等の外来種対策事業や清掃活動事業を行いました。

上高地は、平成 16 年度から観光バスの一部乗り入れ規制を行い新たな局面を迎えているほか、インバウンドの推進により増加する外国人利用者への対応及び上高地内における利用者と人慣れしたニホンザルに代表される野生動物との適切な関係の構築が求められています。

同公園内の施設整備については、国立公園の保護及び適正な利用を図るため、集団施設地区の上高地、乗鞍及び立山において、安全・安心に配慮した整備を実施するとともに、利用上特に重要な路線での登山道整備を推進しています。

表 3 中部山岳国立公園における許認可等の件数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
行為の許可等の件数	75 件	63 件	145 件	153 件
事業の認可等の件数	89 件	77 件	54 件	55 件

表 4 中部山岳国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成 19 年度	325,800	中俣長梅線歩道、室堂園地、島々明神線歩道、上高地園地、乗鞍高原園地ほか
平成 20 年度	338,700	弥陀ヶ原園地、蓮華温泉朝日岳線歩道、河童橋明神池線歩道、乗鞍高原園地ほか
平成 21 年度	705,930	樺平博物展示施設、蓮華温泉朝日岳線歩道、沢渡園地、島々明神線歩道ほか
平成 22 年度	566,150	樺平博物展示施設、蓮華温泉朝日岳線歩道、沢渡園地ほか

※事業費については、新潟県、長野県、富山県への施行委任事業分を含む

### 〈平成 23 年度の施策〉

中部山岳国立公園南部地域の管理計画については、平成 23 年度中にパブリックコメントを実施し、策定します。

自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成 23 年度のグリーンワーカー事業については、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、ボランティア等も活用したオオハンゴンソウ駆除等の外来種対策事業や、清掃活動事業を実施します。

人と地球にやさしく、安全・安心に配慮した集団施設地区を目指し、上高地、立山において園地整備を実施するとともに、上高地のシャトルバス入口に当たる沢渡地区において、観光バス乗り入れ規制に対応した整備を引き続き関係市と協力して実施するとともに管理運営体制を構築し、国立公園核心地域へのゲートとしての機能の拡充を図ります。上高地においては、将来的なビジョンを検討し、周辺の登山道も含め、地域における協働体制を構築していくほか、平成 22 年度に定めた冬期の利用管理方針の周知、徹底を図り、冬期利用の適正化を進めます。

また、地域の関係者と連携して、立山室堂の積雪期利用の適正化を図っていくとともに

に、環境省所管地となっている地獄谷の適正な管理について、学識経験者等の意見も聴きつつ、監視装置や監視体制等の検討、対応を進めます。

さらに、近年中部山岳国立公園の山岳地域において、従来見られなかったシカ、イノシシ等が確認され始めていることから、実態の把握、対応策の検討などに着手します。

### (3) 白山国立公園

白山国立公園は、昭和 37 年 11 月 12 日に国立公園に指定され、平成 21 年 10 月に公園区域及び公園計画の見直し作業（第 2 回点検）が終了し、平成 22 年 12 月に白山の外来植物対策を中心とする生態系維持回復事業を追加しました。これに関連して、今年度より白山国立公園内の外来植物の分布状況を把握する現地調査などを実施し、有識者や関係機関が参画する検討会を立ち上げ、情報の共有を図りながら外来植物に対する取組を連携して進めています。

また、平成 21 年度に引き続き同公園区域及び公園計画の見直し作業（第 3 回点検）に向け現地調査及び関係機関との調整協議を実施しました。

一方、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、自然公園法に基づく各種行為や公園事業に係る許認可審査（事前調整・指導を含む）を適切に行いました。

さらに、同公園におけるグリーンワーカー事業として、安全で快適な利用を確保するための登山道維持管理作業や、白山国立公園に人為的に持ち込まれたと考えられているコマクサの取扱いについて検討するコマクサ対策事業等を行いました。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、白山の主要な登山道について登山道整備を計画的に継続してきたほか、一部の園地整備を平成 18 年度、20 年度及び 21 年度に、国立公園の主要な入口における情報提供施設となるエントランス整備事業を平成 19 年度及び 20 年度に、それぞれ実施しました。平成 22 年度には、登山者の安全性・快適性の向上のための避難小屋・公衆便所、低地性外来植物の拡散防止及び登山口における交通渋滞を緩和するための駐車場舗装化をそれぞれ実施しました。

表 5 白山国立公園における許認可等の件数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
行為の許可等の件数	47 件	41 件	65 件
事業の認可等の件数	15 件	13 件	9 件

表 6 白山国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成 20 年度	108,000	白山大白山線歩道、高飯場南竜ヶ馬場室堂線歩道、根倉谷園地ほか
平成 21 年度	379,200	別当出合弥陀ヶ原線歩道、白山南山稜線歩道、高飯場南竜ヶ馬場室堂線歩道ほか
平成 22 年度	230,100	白山大白山線歩道、白山室堂園地、中宮温泉博物展示施設ほか

※事業費については、石川県への施行委任事業分を含む

### 〈平成 23 年度の施策〉

公園計画については、平成 23 年度秋の中央環境審議会に諮問するべく、公園区域及び

公園計画の見直し作業（第3回点検）を進めます。

また、自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成23年度のグリーンワーカー事業は、赤兎山登山道維持修繕作業及びコマクサ対策事業を引き続き実施します。生態系維持回復事業では、平成23年1月に策定された白山生態系維持回復事業計画に基づき、ボランティア等の参加を得てオオバコ等の駆除や予防対策を実施します。石川県及び環白山保護利用管理協会は、同事業計画に基づいて生態系維持回復事業を実施するために自然公園法に基づく確認、認定を受けており、関係機関、団体と連携して取組を実施します。

さらに、人と地球にやさしい集団施設地区を目指し、中宮温泉及び市ノ瀬ビジターセンターの改修を進めるとともに、人と自然が共生する国立公園として、生態系の保全と利用の適正化の推進の両方に配慮した登山道等の整備を行います。

#### (4) 伊勢志摩国立公園

伊勢志摩国立公園は、昭和21年11月20日に国立公園に指定され、平成22年度より海域公園地区の指定候補地を選定するために「海域資源調査事業」を実施し、その結果を踏まえながら、伊勢志摩国立公園の公園区域及び公園計画の見直し作業（第6回点検）を進めています。

一方、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、自然公園法に基づく各種行為や公園事業に係る許認可審査（事前調整・指導を含む）を適切に行いました。

さらに、同公園におけるグリーンワーカー事業として、地域との協働により実施する公園内の清掃活動及び展望を阻害している樹木等の伐採・剪定を行う景観保全事業、相賀浦阿曾浦線自然歩道の維持修繕事業、横山周辺の特定期外植物オオフサモ等の駆除事業を行いました。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、園地を含む横山集団施設地区を平成18年度～22年度に、近畿自然歩道の一部を平成19年度及び20年度にそれぞれ整備しました。また、国立公園の主要な入口における情報提供施設となるエントランス整備事業を実施しました。

表7 伊勢志摩国立公園における許認可等の件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行為の許可等の件数	141件	117件	104件
事業の認可等の件数	9件	10件	1件

表8 伊勢志摩国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成20年度	16,500	近畿自然歩道
平成21年度	26,000	横山集団施設地区、エントランス
平成22年度	32,200	横山集団施設地区、近畿自然歩道

## 〈平成 23 年度の施策〉

公園計画については、平成 22 年度に選定した海域公園地区の各指定候補地から実際に指定する区域を検討し、指定範囲について地元関係者との調整を行います。また、必要に応じて、潜水調査等により海中の環境や生物について詳細な調査を実施します。その結果を踏まえながら、平成 24 年度秋の中央環境審議会へ諮問すべく伊勢志摩国立公園の公園区域及び公園計画の見直し作業（第 6 回点検）を進めます。

また、自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成 23 年度のグリーンワーカー事業は、これまで実施してきた清掃活動及び漂着ごみの普及啓発、展望地カルテの作成、外来植物防除対策を引き続き実施します。

さらに、人と地球にやさしい横山集団施設地区を目指し、より安全で快適な園地利用のための整備を行います。また、今年度伊勢志摩国立公園における整備計画を策定し、近畿自然歩道等の直轄化を推進します。

## 2 自然とのふれあいの推進

上信越高原国立公園の「志賀高原」においては、信州大学志賀自然教育園より講師を招聘し、4月29日の「昭和の日」に自然観察会を開催しています。

また、伊勢志摩国立公園においては、中部地方環境事務所、三重県、伊勢市、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町から成る伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会と連携しながら自然観察会等の自然ふれあい活動が実施されています。

白山国立公園においては、白山核心部に利用者が集中しており、石川県が自然解説研究会に委託する等してこれらの利用者を対象とした自然ふれあい活動が推進されてきましたが、中部地方環境事務所では白山国立公園の幅広い魅力をアピールすることを通じて利用の分散化・適正化を図るため、平成 20 年度からは核心部から離れた白山山麓地域をフィールドとして、白山の魅力をアピールする自然観察会を始めました。

これらの自然ふれあい行事は、特に、毎年、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月）等において重点的に実施しました。

さらに、上信越高原国立公園の「妙高」「鹿沢万座」の2地区でそれぞれ49人と28人、中部山岳国立公園の「上高地」で50人、伊勢志摩国立公園で35人、白山国立公園で13人のパークボランティアが登録されており、ボランティアに対する活動の支援を実施しました。平成 20 年度には上信越高原国立公園の「妙高」及び「白山国立公園」で、平成 21 年度には上信越高原国立公園の「鹿沢万座」のパークボランティア運営基本計画を改定し、活動内容等の見直しを行っています。

各国立公園において、自然保護官等の指導・協力の下、小中学生に「子どもパークレンジャー」を実施し、上信越高原国立公園の「妙高」では、雪上観察会を、白山国立公園では白山スーパー林道の施設パトロールや利用者へのインタビュー、ブナオ山観察舎の冬鳥の観察等を、伊勢志摩国立公園では神宮の森の自然観察や海ほたるの観察・調査を実施し、自然環境の大切さ等を学ぶ機会を提供しました。

また、10名のアクティブレジャーが、国立公園内で行われている地元等主催の各種自然観察会において、講師として参加しました。

### 〈平成23年度の施策〉

前年度に引き続き、自然観察会、子どもパークレンジャーの充実を図ります。

また、特に「みどりの月間」、「自然に親しむ運動」及び「全国自然歩道を歩こう月間」に重点を置きながら、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会と連携して自然ふれあいの推進を行うほか、白山国立公園の自然観察会については、白山山麓の各地域において、多様な主体の参画を呼びかけて実施します。

また、中部山岳国立公園「上高地」では、パークボランティアの活動運営基本計画を改定し、活動内容の見直しを行います。この他にも、パークボランティアへの活動支援として、「上高地」「妙高」「鹿沢万座」の3地区においてパークボランティア対象の研修会を実施します。

## 3 エコツーリズムの推進

中部地方において、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方であるエコツーリズムの一層の普及・定着を図るため、環境省本省と連携しながら情報発信をしてきました。

エコツーリズム推進のため、エコツーリズムを実践する地域や事業者の環境への配慮や地域づくり等の優れた取組を表彰し、更なる質の向上や継続への意欲につなげるとともに、関係者の連携、情報交換等による連帯意識の醸成を図ることを目的として実施している「エコツーリズム大賞」については、中部地方環境事務所管内から、社団法人若狭三方五湖観光協会と特定非営利活動法人霧ヶ峰基金が第6回特別賞を受賞しました（平成22年度）。

平成20年4月に施行されたエコツーリズム推進法第5条に基づく協議会として、平成20年度以降、長野県茅野市による「茅野エコツーリズム協議会」（平成20年6月）、三重県鳥羽市による「鳥羽市エコツーリズム推進協議会」（平成22年7月）、群馬県みなかみ町による「谷川岳エコツーリズム推進協議会」（平成22年12月）が設立されました。特に「鳥羽市エコツーリズム推進協議会」では、協議会の他、普及啓発部会及び循環連携部会に分かれて取組を進めてきた結果、地元住民、関係主体に幅広くエコツーリズムの取組を理解してもらうため、平成23年3月に「鳥羽エコツーリズム宣言」を策定し、公表しました。また、「谷川岳エコツーリズム推進協議会」では、協議会設立へ向けて平成20年12月以降同協議会設立準備会を4回開催し、協議会設立と併せて「エコツーリズム推進法」に基づくエコツーリズム推進全体構想の作成を進めてきました。

また、エコツーリズム推進法に基づく取組を、生物多様性条約COP10の開催を契機として全国的に拡大するため、7月14日に「全国エコツーリズムセミナー in 鳥羽」を自然環境局自然ふれあい推進室との共催で開催しました。同セミナーには環境大臣も参加し、事業者や自治体等におけるエコツーリズム取組事例紹介、エコツーリズムの推進



による地域の活性化等に関する講演、環境省のエコツーリズム関連施策に関する説明を行いました。

これらの他に、「都市と農山漁村の共生対流会議」（東海農政局主催）、観光立国推進東海地区省庁連絡会議（中部運輸局主催）等の関係省庁による連絡会議の場において、エコツーリズム施策について理解を呼びかけました。

#### 〈平成 23 年度の施策〉

上記の 3 つのエコツーリズム推進協議会における全体構想の作成や今後の取組について、積極的に支援していきます。

さらに、平成 23 年度から始まる地域コーディネーター活用事業（エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域の協議会に対する活動の経費の一部支援に係る交付金）を利用し、「エコツーリズム推進法」に基づく、中部地方におけるエコツーリズムの一層の推進を図ります。

## 4 その他

### （1）自然再生等

八ヶ岳中信高原国定公園の霧ヶ峰では、草原景観及び湿原の保全と適正利用を検討するための霧ヶ峰自然環境保全協議会が平成 19 年 11 月に発足し、長野自然環境事務所は協議会の構成員として参加するとともに、同協議会に属する部会の 1 つである「“彩り空間”形成・施設整備部会」の部会長の任に当たり、霧ヶ峰における景観形成、施設整備、利用対策等の基本計画の取りまとめを行いました。

平成 21 年度には、前年度に引き続き「地方の元気再生事業」に霧ヶ峰自然環境保全協議会と諏訪市の「霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクト」が選定され、同プロジェクトに最も関係する省庁である環境省の委託事業として実施されました。

また、同じ八ヶ岳中信高原国定公園の美ヶ原においても、景観及び湿原の保全と適正利用を検討するための美ヶ原自然環境保全協議会が設置されており、長野自然環境事務所は協議会の構成員として参加しています。

伊勢志摩国立公園内の英虞湾では、真珠養殖の作業に伴う環境負荷、干拓等による干潟の消失、生活廃水の流入等により、海底に汚泥が堆積する等、底質の汚染が深刻化しており、志摩市により平成 20 年 3 月に設立された英虞湾自然再生協議会に中部地方環境事務所はオブザーバーとして参加しています。

ラムサール条約登録湿地である福井県三方五湖においては、福井県との協働の下、平成 20 年度より、当該地の自然再生の取組を支援しています。平成 22 年度は、平成 21 年度に作成した環境教育プログラムを用いて、三方五湖周辺の小学校教員へのプログラム活用方法の指導、小学校の総合学習における先生の指導補助を実施しました。また、三方五湖とその周辺に生息、生育する生き物を紹介するポスターを 3 種類作成し、地元住民の自然再生への意識を高めることができました。

石川県羽咋海岸においては、石川県、羽咋市、志賀町との協働の下、平成 21 年度より、イカリモンハンミョウ（絶滅危惧種 I 類（CR+EN））等に代表される海浜生態系の自然再

生を目的とした業務を実施しています。平成 22 年度は、当該地の生物調査、地元住民の方と意見交換するための座談会、地元小学校での出前授業等を実施しました。それらの結果を踏まえ、地元住民、有識者、環境省、石川県、地元市町から成る検討会を 2 回開催し、当該地の自然再生を進めていく上での課題とその対策についてまとめることができました。

#### 〈平成 23 年度の施策〉

霧ヶ峰自然環境保全協議会及び美ヶ原自然環境保全協議会には引き続き構成員として参加します。特に、霧ヶ峰自然環境保全協議会においては、平成 22 年度に引き続き「霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクト」「美ヶ原焼山バス停付近の立木伐採」が実施されることから、事業の推進に協力し、必要に応じて、助言・情報提供を行います。

また、自然再生情報連絡会議に参加し、全国の自然再生に係る情報把握に努めます。英虞湾自然再生協議会には引き続きオブザーバーとして参加し、協議会の動向を見守るとともに、必要に応じて、助言・情報提供を行います。

福井県三方五湖については、自然再生推進法に基づく法定協議会設立を予定しており、中部地方環境事務所も協議会メンバーに加わる予定です。また、福井県と協働し、当該地の自然再生の取組を支援します。

石川県羽咋海岸については、石川県と協働し、当該地の自然再生の取組を支援します。

また、新たに自然再生協議会を設立する地域がある場合には、必要に応じて助言・情報提供を行っていくほか、北陸・中部ブロック自然再生推進法関係行政機関連絡会議に参画し、北陸・中部ブロック内での自然再生に係る情報・意見交換を図っていきます。

自然環境の保全と整備関連の主な業務の件数

		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
			長野		長野		長野		長野
<b>(1) 国立公園の保全・整備</b>									
①	公園計画の点検・見直し	3	2	4	2	5	2	4	3
②	公園事業の決定・変更・廃止	2	2	120	120	15	1	14	14
③	公園内直轄整備状況(発注件数)	56	36	42	29	63	29	52	31
④	公園内巡視・調査	204	36	314	150	268	150	274	150
⑤	公園事業承認・届出	194	173	172	148	149	126	137	127
⑥	公園事業事前指導	352	268	234	148	238	165	222	186
⑦	行為許可・届出	291	123	299	111	433	275	445	276
⑧	行為許可事前指導	678	197	736	210	842	435	734	414
⑨	グリーンワーカー事業(事業件数)	48	40	46	40	37	29	29	20
⑩	公園管理計画の改訂	2	2	0	0	0	0	1	1
⑪	管理計画の作成・見直し	2	2	3	2	4	2	1	1
⑫	公園内直轄施設維持管理(発注件数)	14	14	29	22	77	32	67	33
<b>(2) 森林・緑地の保全等関係機関との調整</b>									
①	関係行政機関との協議、連絡会議等	153	83	151	91	264	93	254	112
	A.関係行政機関との協議	85	60	89	70	195	70	181	86
	B.地方連絡会議等	48	3	35	3	23	3	18	4
	C.各種行事出席	44	20	44	18	46	20	55	22
<b>(3) 自然とのふれあい施策</b>									
①	自然ふれあい行事の実施	251	110	133	73	129	85	65	34
②	自然ふれあい行事の参加者	3,744	1,775	2,944	1,684	2,087	1,275	1,636	936
③	子どもパークレンジャー	27	4	15	3	14	2	6	1
④	エコツアーリズム普及等事業	0	0	10	1	18	0	23	0
⑤	パークボランティア研修会	5	3	4	3	3	3	2	1
⑥	自然公園指導員連絡会議・研修会	4	3	2	0	1	1	0	0
⑦	自然公園大会	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧	自然ふれあい行事への参加	2	2	2	2	2	2	8	8
⑨	里地里山保全関係	7	0	9	0	8	0	9	0
⑩	生物多様性保全関係	29	0	151	0	269	0	345	0
<b>(4) 国有財産(環境省所管)の管理</b>									
①	土地、施設の使用許可・更新、測量・登記業務	91	91	187	187	187	187	188	187
	A.土地、施設の使用許可	5	2	106	106	104	104	106	105
	B.土地、施設の使用許可内容更新手続	2	2	3	3	4	3	5	4
	C.土地、施設の使用許可地の返地手続	1	1	0	0	2	2	4	4
	D.土地、施設の使用許可に係る債権発生通知事務	72	68	79	75	79	75	76	72
	E.国有財産の用途廃止	3	3	3	3	1	1	3	1
	F.国有財産の取扱及び事務処理上の指導事務	15	15	0	0	0	0	0	0
	G.所管地境界確定測量業務(打合せを含む)	0	0	0	0	1	1	0	0
	H.所管地登記事務	0	0	0	0	1	1	1	1
	I.施設整備に伴う補償関係業務	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>(5) 自然再生推進法関連</b>									
①	自然再生協議会の開催等	0	0	3	3	2	2	8	2
	A.自然再生協議会の開催等	0	0	0	0	0	0	0	0
	B.地元との調整	0	0	3	3	0	0	3	0
	C.事業進捗状況の確認	0	0	0	0	2	2	5	2

※「長野」とは、長野自然環境事務所管内の件数で内数である。

## V 野生生物の保護管理

### 1 野生鳥獣の保護管理

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護法）に基づいて鳥類又は哺乳類に属する野生動物（鳥獣）の捕獲や狩猟を規制すること等を通じ、鳥獣の適正な保護管理を行っています。

#### （１）許認可業務の実施と県等への指導

地方環境事務所長権限に係る鳥獣の捕獲や狩猟等についての許可申請に対し、随時内容を審査し、許可証の発行等の許認可業務を行っています。平成 22 年度には 60 件の案件を処理しています。

また、県等の担当部局と必要に応じ情報交換を行い、相談があった場合には、県等が行う許認可等について、随時指導を行っています。

#### （２）国指定鳥獣保護区の管理

特に国際的又は全国的な鳥獣保護の見地から鳥獣の保護を行う必要がある区域については、国指定鳥獣保護区に指定して鳥獣の保護管理に努めています。

中部地方環境事務所管内では、白山、片野鴨池、七ツ島、藤前干潟、紀伊長島、浅間、北アルプスの 7 箇所を国指定鳥獣保護区を管理しており、各保護区に鳥獣保護区管理員を配置して、鳥獣の生息調査や密猟防止の巡視等を行っています。

表 1 管内国指定鳥獣保護区一覧

保護区名	当初指定年月日	面積	指定区分	所在県
白山	昭和 44 年 3 月 31 日	38,061ha	大規模生息地	石川県・岐阜県
片野鴨池	平成 5 年 11 月 1 日	10ha	集団渡来地	石川県
七ツ島	昭和 48 年 11 月 1 日	24ha	集団繁殖地	石川県
藤前干潟	平成 14 年 11 月 1 日	770ha	集団渡来地	愛知県
紀伊長島	昭和 44 年 11 月 1 日	6,131ha	集団繁殖地	三重県
浅間	昭和 26 年 5 月 1 日	32,218ha	大規模生息地	群馬県・長野県
北アルプス	昭和 59 年 11 月 1 日	110,306ha	希少鳥獣生息地	富山県・長野県・岐阜県

近年行っている鳥獣保護区別の主な施策は次のとおりです。

#### ①白山（イヌワシ、ニホンカモシカ等の生息地）

中部地方環境事務所が設置された平成 17 年 10 月以降、白山鳥獣保護区の更新作業を行い、平成 20 年 10 月末で更新が確定しました。

#### ②片野鴨池（マガン、トモエガモ等の休息地）

平成 19 年度から鳥獣保護区内の鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための保全事業

として、自然環境等の詳細な調査を実施し、平成 20 年度末には保全事業基本計画の策定、平成 21 年度には環境改善を目的として試験的に池の底干し等を行い、平成 22 年度には保全事業実施計画を策定しました。

### ③セツ島（カムリウミスズメ、オオミズナギドリ等の繁殖地）

過去に人為的に持ち込まれ、生態系への被害を引き起こしているアナウサギの駆除を継続的に行っています。

### ④藤前干潟（ハマシギ、トウネン等の採餌・休息地）

当該鳥獣保護区は、ラムサール条約湿地の登録と並行して指定され、平成 17 年 3 月には拠点施設として、稲永ビジターセンターと藤前活動センターを設置しました。関係各行政機関や民間団体、地域住民等により構成される協議会を設置し、各構成員間の意志疎通に努めつつ、施設の管理運営や展示の工夫、自然観察会の開催等を通じ、鳥獣保護区の適正な保全の推進に努めています。

また、鳥獣保護区に渡来する渡り鳥の調査等を行いました。

表 2 拠点施設来館数の推移

	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度
稲永ビジターセンター	34,094 人	39,900 人	37,481 人	37,481 人	38,556 人	39,238 人
藤前活動センター	19,772 人	22,831 人	23,484 人	24,806 人	26,002 人	27,381 人
合計	53,866 人	62,731 人	60,965 人	62,107 人	64,558 人	66,619 人

### ⑤紀伊長島（カムリウミスズメ、オオミズナギドリ等の繁殖地）

当該鳥獣保護区では期間更新と区域の見直しについて作業を行い、平成 21 年 10 月末で更新(一部区域の縮小)が確定しました。

近年、特別保護地区に指定されている島嶼において、鳥類の繁殖に害をもたらすおそれの大きいドブネズミの生息の痕跡が確認されたことから、生息状況の把握や試験的な駆除を行っています。また、特別保護地区内にカワウのコロニーが存在し、植生の被害が発生していることから、カワウ個体群の適切な管理を検討するための調査も行っています。

### ⑥浅間（ツキノワグマ等の大規模生息地）

当該鳥獣保護区は、平成 23 年 11 月の次期指定に向け、平成 20 年度から鳥獣保護区内の野生鳥獣の生息状況やツキノワグマやニホンザルの生態、生息状況及び被害状況を把握し、更新作業の準備を行っています。

### ⑦北アルプス（ライチョウ等の希少種の生息地）

当該鳥獣保護区は、平成 21 年度に引き続き、平成 22 年度も上高地地域における公園利用者と野生動物との軋轢を軽減するため、ツキノワグマの出没状況への対応やニホンザルが人慣れしないように追い払いを実施しています。

### (3) 特定鳥獣保護管理計画の策定支援

管内各県においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣として認められ、県知事が当該鳥獣の保護管理計画を策定することとなった場合には、県が実施する検討会等に出席し、助言に努めています。

また、中部地方環境事務所管内に広域的に生息し、特に鳥獣害の観点から問題となっているカワウやツキノワグマ等について環境省本省が開催する検討会にも出席し、情報交換と助言に努めています。

### (4) ラムサール条約湿地の保全

中部地方環境事務所管内では、片野鴨池と藤前干潟の2つの国指定鳥獣保護区及び三方五湖（若狭湾国定公園）がラムサール条約湿地に登録されています。片野鴨池では、石川県加賀市が鴨池観察館を設置しており、(財)日本野鳥の会に管理運営を委託しています。藤前干潟では、環境省が前記のとおり2つの拠点施設を整備し、情報発信や体験学習等を実施して湿地の保全と適正な利用を推進しています。

### (5) 高病原性鳥インフルエンザ対策

近年国内でも感染が確認され社会問題となっている高病原性鳥インフルエンザの野鳥対策としては、日頃から渡り鳥の多数飛来する鳥獣保護区周辺を中心に渡り鳥の個体数や異常等のモニタリングに努めているほか、平成20年11月以降毎年5月まで、隔月で藤前干潟鳥獣保護区において野鳥の糞便を採取し、高病原性鳥インフルエンザウィルスの保有状況を調査しています。

平成21年3月及び平成22年2月には担当職員及び関係県の担当者が現場で適切な対応ができるよう知識・技術の向上を図るため、専門家による高病原性鳥インフルエンザに係る研修会を実施しました。

また、管内で鳥インフルエンザの感染例が確認された場合には、その周辺地域において本省が行う糞便調査の実施等に協力しています。

### 〈平成23年度の施策〉

鳥獣保護法に基づく許認可事務を適正に実施します。

また、各国指定鳥獣保護区に配置した鳥獣保護区管理員を機動的に活用し、鳥獣の生息状況調査や密猟防止のための巡視等を実施します。

片野鴨池鳥獣保護区においては、平成22年度に策定した保全事業実施計画の実現に向け、区域の見直しを図る等、鳥獣保護区の保全管理に努めます。

七ツ島鳥獣保護区においては、引き続きアナウサギの駆除を行い、生息する鳥類の保護に努めます。

藤前干潟鳥獣保護区については、身近な干潟の自然を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及啓発に資する各種行事等を実施します。また、平成24年度の計画更新に向け、保護区内における鳥類の調査等を引き続き行い、保護区内における自然環境の現状把握に努めます。

紀伊長島鳥獣保護区については、引き続きカワウ個体群の適切な管理を検討するため

の調査等を行うとともに、ドブネズミの侵入が見られた箇所においては駆除を進めていきます。

浅間鳥獣保護区については、利害関係者等との調整を進め鳥獣保護区更新のための作業を進めます。

北アルプス鳥獣保護区については、公園利用者と野生動物の軋轢を軽減するため、ツキノワグマ、ニホンザルの追い払い、巡視、注意標識の設置等に努めます。

高病原性鳥インフルエンザへの対応については、渡り鳥の渡来地におけるモニタリングに努めるほか、日頃からシミュレーションを重ね、野鳥の複数羽一斉死亡等の異常発生時には、必要に応じウイルス保有状況調査等を実施し、感染の拡大防止に資する適切な対応に努めます。

## 2 希少野生動植物の保護

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）に基づいて絶滅のおそれのある野生生物の捕獲等を規制し、その保護に努めています。随時、希少野生動植物種等に係る捕獲等についての許可申請に対し、内容を審査し、許可証の発行等の許認可業務を行っており、平成 22 年度には 14 件の案件を処理しています。

種の保存法に基づき国内希少野生動植物種に指定されているアベサンショウウオ、ヤシャゲンゴロウ、イタセンパラについては、環境省が策定した保護増殖事業計画に基づき保護増殖事業等を実施しています。

アベサンショウウオについては、新たに生息地が確認されたことを受け、生息状況や生息環境を把握するための調査を行い、平成 21 年度からは生息環境の悪化が確認されている箇所において生息環境改善事業を実施しています。

ヤシャゲンゴロウについては、生息場所が極めて局所的であり、環境の変化等による絶滅が危惧されることから、域外での飼育繁殖技術の確立を目的とした事業を平成 18 年度から実施しているところです。

イタセンパラについては、近年分布域の縮小や個体数が減少していることから、生息域外保全の実施に向けて平成 21 年度に生息域外保全実施計画を策定しました。また、関係機関が連携して本種の密漁防止や普及啓発の取組を進めるため、木曾川イタセンパラ保護協議会が設置され、中部地方整備局とともに協議会の事務局を務めて合同パトロールや勉強会等を実施しています。

### 〈平成 23 年度の施策〉

種の保存法に基づく許認可事務を適正に実施します。

アベサンショウウオについては、環境悪化が確認された生息地において環境改善のための事業を引き続き行うとともに、関係者に対し普及啓発を行います。

ヤシャゲンゴロウについては、引き続き飼育繁殖技術の確立を目的とした事業を実施します。

イタセンパラについては、生息域外保全を実施するとともに、関係機関と連携して密漁防止や普及啓発の取組を進めていきます。

ライチョウについては、頸城山系における生息状況の把握等の調査を行います。

その他管内の希少種の生息状況の把握に努め、各種開発案件等に伴う生息及び環境悪化の情報を収集し、関係機関との情報交換等対策の検討に資する施策の実施に努めます。

### 3 外来生物対策

平成 17 年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が施行され、同法に基づく外来生物対策を実施しています。

我が国の生態系等に被害を及ぼす又はそのおそれがあるとされる特定外来生物の指定種として最初に 37 種が指定され、第 2 次指定で 43 種追加、その後順次追加され、現在 97 種が指定されています。指定種に関しては飼養・保管・運搬・輸入・譲渡が規制されているため、学術研究や生業の維持等の理由がある者がこれらを行う場合には、申請内容を審査して、適正であれば飼養許可証を交付しています。平成 19 年度には生業の維持に係るセイウオオマルハナバチ等の飼養許可が 1,800 件余りと新規申請が集中しましたが、平成 20 年度以降は一段落し平成 22 年度には 288 件となりました。

また、増えすぎた特定外来生物に対しては防除モデル事業を実施し、他の事例でもモデルとなりうる防除の方法を検討しています。平成 21 年度からは、「アルゼンチンアリ防除モデル事業」として岐阜県各務原市で防除モデル事業を実施し、現地での防除手法の検討を行っています。

中部国際空港や名古屋港で特定外来生物が見つかった場合や、外来生物が持ち込まれた場合には、処分を行っています。平成 22 年度には、19 件（うち任意放棄個体に関するもの：14 件）の処分を行いました。

表 3 任意放棄個体の引き取り実績一覧表（平成 22 年度）

対象生物	ヘリグロヒキガエル	セネキオ属 (サギナータ)	上海ガニ	カミツキガメ
区分	未判定外来生物	外来生物	特定外来生物	特定外来生物
処理件数	3	1	7	3

#### 〈平成 23 年度の施策〉

引き続き特定外来生物の飼養等許可申請に対して、審査と許可証の交付を行います。

防除モデル事業としては、「アルゼンチンアリ防除モデル事業」については、岐阜県各務原市において、20 年度までモデル事業を行っていた田原市とは異なった防除手法が確立できないか継続して検討することとしています。

アライグマについて、長野県内の目撃情報が増加していることから、生息状況の把握や普及啓発等に取り組むこととしています。

また、特定外来生物等の任意放棄個体の引き取りや特定動物を含む遺失物の引き取り業務を行っていきます。



## 4 その他

### (1) 動物の愛護

「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)に基づき、関係地方公共団体等の指導に当たるとともに、普及ツールを制作し、法の主旨の周知徹底を図っています。

### (2) ペットフードの安全の確保

平成 20 年 6 月にペット(犬、猫)の健康を保護するため、「愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律」(ペットフード安全法)が制定され、平成 21 年 6 月 1 日から施行されました。これを受け、平成 21 年以降毎年関係機関による中部地域ペットフード安全法関係機関等連絡会議を開催し、関係機関等の情報交換を行っています。

### 〈平成 23 年度の施策〉

動物愛護管理法の精神に沿って、国民に動物虐待の防止や動物愛護の適正な飼養と愛護、動物による危害の防止に資するよう普及啓発に努めます。

ペットフード安全法については、平成 21 年 6 月 1 日から施行されたことに伴い、一般からの安全確保に関する相談に対応するとともに、引き続き関係機関等連絡会議を開催し、問題が発生した場合には、必要に応じ農政局等の立入検査等に同行し、現状の確認や問題点の指導等を行うこととします。

### 野生生物の保護管理関連の主な業務の件数

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		長野		長野		長野		長野
<b>(1) 希少野生動植物種の保護</b>								
① 国内希少野生動植物種等の捕獲許可	19	5	33	7	41	9	19	4
② 種の保存法に基づく立入検査	3	0	6	2	2	1	0	0
③ 保護増殖事業の策定・実行件数	3	0	3	0	4	1	3	0
④ 緊急捕獲通知	11	0	12	0	18	0	12	0
⑤ 国内希少野生動植物種等の傷病個体保護収容等	1	0	1	0	0	0	0	0
⑥ 特定国内種事業に関する届出	0	0	0	0	6	6	18	18
⑦ 野生生物専門家請負事業	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 特定希少種の事業の届出	0	0	0	0	5	5	0	0
⑨ 開発問題への対応	2	0	3	0	1	0	3	0
⑩ 各種会議出席	16	8	37	12	18	6	16	7
<b>(2) 野生鳥獣の保護</b>								
① 鳥獣保護区等指定に係る事前説明、公聴会の開催	9	0	3	0	4	0	0	0
② 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に関する許可	119	32	191	26	140	30	179	34
③ 国指定鳥獣保護区特別保護地区内の工作物の設置等許可	14	7	20	9	13	11	5	3
④ 捜査関係事項照会・回答	12	7	26	5	9	3	15	1
⑤ 鳥獣保護区管理員の業務確認	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 国指定鳥獣保護区保全事業にかかる調査業務	1	0	1	0	1	0	2	1
⑦ 国指定鳥獣保護区移入生物駆除事業	0	0	1	0	1	0	2	0
⑧ 特定計画の策定に関する指導等	2	0	4	1	1	0	9	4
⑨ 第10次鳥獣保護事業計画策定に関する指導等	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 鳥獣保護区管理員の業務管理等	12	0	20	4	15	3	14	2
⑪ 国指定鳥獣保護区ビジターセンター等の施設管理・運営	3	0	5	0	5	0	2	0
⑫ 国指定鳥獣保護区における管理等業務(発注件数)	2	0	6	2	8	2	3	0
⑬ グリーンワーカー業務	1	0	3	1	3	2	4	1
⑭ 藤前干潟協議会の総会及び運営委員会の運営補助	8	1	9	0	0	0	7	0
⑮ 藤前干潟グリーン大作戦の実施	2	0	2	0	2	0	2	0
⑯ 普及啓発イベントの実施	7	0	9	0	7	0	12	0
⑰ 普及啓発にかかる講演会の実施	1	0	1	0	0	0	1	0
⑱ 各種会議出席	37	0	82	28	26	12	13	7
⑲ 新規鳥獣保護区指定に係る調査、調整	10	10	0	0	0	0	0	0
⑳ 危険猟法による捕獲許可	3	0	5	1	24	15	5	0
㉑ ラムサール条約登録湿地の勉強会、説明会等	1	1	3	0	1	0	3	2
<b>(3) 外来生物対策</b>								
① 飼養等許可(飼養許可証の写し交付含む)	1844	35	328	114	266	52	288	31
② 任意放棄個体の引取	22	6	23	7	6	1	19	8
③ 特定外来生物の防除の実施、確認等	22	2	23	9	42	2	52	9
④ オオクチバス防除モデル事業	1	1	1	0	0	0	0	0
⑤ アライグマ防除モデル事業	1	1	0	0	0	0	0	0
⑥ オオクチバス駆除マニュアル研修会	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 池干しによるオオクチバス駆除及びため池調査事業	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 外来生物関係の説明会等	3	0	12	4	11	0	8	3
⑨ 防除モデル事業の実行	5	2	4	1	1	0	1	0
⑩ 普及啓発イベントの実施	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 各種会議出席	14	3	14	5	10	4	2	0
⑫ カエルツボカビに関する普及啓発、調査	9	7	0	0	0	0	0	0
<b>(4) 施設管理</b>								
① 制札・看板の整理	0	0	2	1	3	2	2	2
② 建物等施設管理	15	0	5	2	5	2	1	1
<b>(5) ラムサール条約登録湿地の管理</b>								
① 施設整備	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>(6) 動物愛護法関連業務</b>								
① 動物愛護普及啓発事業	2	0	3	1	2	1	1	0
<b>(7) 各種会議出席</b>								
① 野生生物関係各種会議への出席等	8	2	16	6	8	6	5	3

※「長野」とは、長野自然環境事務所管内の件数で内数である。

## 參考資料



## I 中部地方の環境の現状

### 1 温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスのうち、県別の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量を下記の表にまとめました。人口規模が大きく製造業などの産業が盛んな愛知県が最も多く、年間77,315千tとなっています。次いで三重県が29,736千t、長野県が16,154千tと続いています。

京都議定書の基準年である平成2年(1990年)と排出量を比べると、岐阜県は減少、福井県がほぼ同程度ですが、石川県で37.4%、長野県で23.1%増、富山県で22.6%増、三重県で19.5%増と全国平均(平成18年度11.0%増、平成19年度14.0%増)よりも増加しています。部門別内訳を見てみると、三重県、愛知県では産業部門からの排出が全体の5割以上を占め経済活動が活発です。特に、業務部門と家庭部門が全ての県で増加率が高い現状です。オフィスや家庭での温暖化対策に積極的に取り組む必要がこの表からも窺えます。

**表 中部地方の各県における二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量** 単位：千t-CO<sub>2</sub>、%

	富山県	石川県	福井県	長野県	岐阜県	愛知県	三重県
	H19年度 (2007)	H18年度 (2006)	H20年度 (2008)	H19年度 (2007)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H19年度 (2007)
産業部門	6,891	3,033	3,498	4,473	5,489	39,090	17,399
1990年比	110.3%	103.2%	84.6%	106.5%	86.5%	91.1%	115.6%
部門比	44.6%	26.6%	42.1%	27.7%	36.0%	50.6%	58.5%
運輸部門	2,231	2,731	1,709	4,437	3,915	11,825	4,378
1990年比	107.5%	131.5%	114.9%	114.7%	89.3%	107.1%	105.4%
部門比	14.4%	23.9%	20.6%	27.5%	25.7%	15.3%	14.7%
業務部門	2,630	2,191	1,150	3,890	945	10,566	3,130
1990年比	177.3%	187.1%	158.0%	150.9%	105.8%	126.0%	185.6%
部門比	17.0%	19.2%	13.8%	24.1%	6.2%	13.7%	10.1%
家庭部門	2,636	1,814	1,161	3,179	3,063	9,375	2,424
1990年比	168.5%	147.6%	128.6%	137.2%	130.3%	128.2%	131.3%
部門比	17.1%	15.9%	14.0%	19.7%	20.1%	12.1%	8.2%
その他	1,066	1,650	798	175	1,819	6,459	2,405
1990年比	92.9%	183.7%	78.1%	109.4%	114.9%	137.3%	111.8%
部門比	6.9%	14.5%	9.6%	1.1%	11.9%	8.4%	8.1%
合計	15,453	11,419	8,316	16,154	15,231	77,315	29,736
1990年比	122.6%	137.4%	100.5%	123.1%	97.9%	104.0%	119.5%

※各県の環境白書及び排出量公表値より作成、県ごとに公表年度及び推計方法が異なります。また、合計は四捨五入により一致しない場合があります。

※「その他」内訳  
 富山県：エネルギー転換・廃棄物・フロン類・水道供給・農業部門、笑気ガス  
 石川県：エネルギー転換・廃棄物部門  
 福井県：エネルギー転換・廃棄物・工業プロセス部門  
 長野県：エネルギー転換・廃棄物部門  
 岐阜県：廃棄物・工業プロセス部門  
 愛知県：エネルギー転換部門、非エネ起源CO<sub>2</sub>, CH<sub>4</sub>, N<sub>2</sub>O  
 三重県：エネルギー転換・廃棄物・工業プロセス部門

## 2 廃棄物・リサイクルの状況

### (1) 一般廃棄物

一般廃棄物の総排出量（平成 20 年度）は、人口規模の大きい愛知県が 2,800 千 t と最も多く、次いで岐阜県が 768 千 t、長野県が 722 千 t、三重県が 711 千 t、石川県が 469 千 t、富山県が 407 千 t、福井県が 294 千 t となっています。また、1 人 1 日当たり排出量（平成 20 年度）では、石川県が 1,099 g/人・日、次いで愛知県が 1,058 g/人・日、三重県が 1,043 g/人・日と全国平均（1,033 g/人・日）を上回っていますが、その他の県は長野県 907 g/人・日、福井県 990 g/人・日、富山県 1,009 g/人・日、岐阜県 1,013 g/人・日と全国平均を下回っています。これを前年度と比較すると、全国平均では 5.1% 減となっている中で、石川県が 35.8% 減、次いで長野県及び三重県がともに 4.6% 減、福井県が 4.0% 減、愛知県が 3.5% 減、富山県が 2.0% 減、岐阜県が 1.4% 減といずれも減少しています。このうち石川県の減少率が突出していますが、これは平成 19 年 3 月に発生した能登半島地震の影響により、19 年度の総排出量が大きく増加したためとみられます。

一般廃棄物の最終処分量（平成 20 年度）については、平成 15 年と比較した減少率を見ると、いずれも減少していますが、石川県（43.5% 減）を除く 6 県では全国平均（34.6% 減）を下回っています。一般廃棄物最終処分場の 1 人当たり残余容量（平成 20 年度）は、愛知県が特に低く 0.4m<sup>3</sup>/人となっており、富山県、福井県及び長野県で 0.6m<sup>3</sup>/人と、全国平均（1.0m<sup>3</sup>/人）以下となっています。

一般廃棄物のリサイクル率（平成 20 年度）は、三重県が 31.0% と高くなっています。次いで長野県が 24.6%、岐阜県が 23.1%、愛知県が 22.9%、富山県が 20.9% と全国平均（20.3%）を上回っています。

### (2) 産業廃棄物

産業廃棄物の総排出量（平成 19 年度）は、一般廃棄物と同様に愛知県が 21,662 千 t と最も多く、三重県が 7,845 千 t、岐阜県が 5,686 千 t、富山県が 5,014 千 t と続いています。平成 19 年度と平成 14 年度を比較した増減率では、三重県で 42.1% 増加しているのを筆頭に、愛知県で 18.4%、岐阜県で 11.5% 増加するなど、経済活動が活発であった太平洋沿岸の工業地域を中心に全国平均（6.7% 増）に比べて増加している県があります。

平成 21 年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄事案は、長野県で 1 件 9,220 t、愛知県で 5 件 540 t、三重県で 5 件 393 t、福井県で 8 件 357 t、石川県で 4 件 88 t でした。平成 21 年度末時点の不法投棄の残存量は、三重県で 1,865 千 t と多くなっています。次いで福井県 898 千 t、岐阜県 707 千 t、愛知県 474 千 t となっています。

### 3 大気環境の状況

中部地方における大気汚染状況（平成 21 年度）を見てみると、環境基準が定められている 5 物質のうち、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）及び一酸化炭素（CO）についてはすべての県において環境基準を達成しています。

一方、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）については、一般環境大気測定局（一般局）ではすべての県で環境基準を達成しているものの、自動車排出ガス測定局（自排局）では環境基準達成率が三重県で 85.7%、愛知県で 91.4%となっています（他の県では、環境基準をすべて達成）。自動車交通の集中している名古屋都市圏及び四日市地域において、大気環境への負荷軽減が進んでいない状況にあります。

光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）については、岐阜県、愛知県、三重県において年により濃度に注意が必要となっています。平成 22 年の光化学オキシダント注意報の発令延日数は、愛知県で 1 日、三重県で 2 日でした。

大気環境は、近年全国的にゆるやかな改善傾向がみられますが、引続き自動車排出ガス総合対策が必要となっています。

### 4 水環境の状況

中部地方における水質汚濁状況（平成 21 年度）を見てみると、環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、長野県において砒素が自然由来の温泉排水で 2 地点、愛知県において 1,2-ジクロロエタンが埋立廃棄物からの溶出で 1 地点、福井県において 1,4-ジオキサンが事業場排水で 1 地点環境基準を超過していました。温泉排水は継続監視、ほかは対策が講じられています。

一方、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）については、生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準を達成していない河川が、石川県で 5 水域、長野県で 3 水域、愛知県で 2 水域、三重県で 4 水域ありました。

また、化学的酸素要求量（COD）の環境基準を達成していない湖沼は、石川県で 3 水域（木場潟など）、福井県で 2 水域（北潟湖、三方五胡）、長野県で 9 水域（諏訪湖、野尻湖など）、愛知県で 1 水域（油ヶ淵）でした。海域の COD の環境基準を達成していない水域は、石川県で 3 水域、三重県で 2 水域、伊勢湾内（三河湾を含む）で 7 水域でした。

全窒素及び全リンの環境基準を達成していない湖沼は、石川県、福井県で 3 水域、長野県で 1 水域でした。また、海域では伊勢湾内（三河湾を含む）の 5 水域及び三重県の 1 水域で環境基準が未達成でした。

湖沼及び閉鎖性海域の汚濁負荷量は削減されてきているものの、環境基準が達成されていない状況にあり、引続き総合的な水質保全対策が必要です。

## 5 自然環境の状況

中部地方には、温暖な太平洋沿岸部から冷涼で地形も急峻な高山に至るまでの様々な環境が分布しており、それに応じての様々な植生が見られます。

沿岸部から標高 600m 程度までの間は概ね常緑広葉樹林帯に属し、本来は主にシイ・カシ類から成る森林が広がっている地域です。また、標高 600～1,600m 程度の間は落葉広葉樹林帯であり、本来はブナを主体とする森林が広く分布します。しかし、これらの地域では、長年にわたる薪炭材の採取や、近年の植林などの影響により本来の植生の多くは失われており、里地・里山と呼ばれる落葉広葉樹林の代償植生や、スギ・ヒノキ・カラマツなどの植林地が広く分布しています。

一方、主に日本海側の白山などを中心とする地域には、ブナなどを主体とする自然植生が残存しています。また、冬季の日本海側は季節風の影響により多雪な環境となっており、雪の少ない太平洋側とは同じブナ林であっても種構成等が異なっています。

標高 1,600m を越えると亜高山帯針葉樹林が広く分布しますが、白山などの多雪環境では、積雪に弱い針葉樹林に代わって草本から成る高山植生に類似した植生が成立し、地域の特徴的な景観を形成しています。また、概ね標高 2,400m 以上の、特に尾根筋を中心に、低温、強風及び土壌の発達の乏しい条件下でも成立しうる高山性の草本群落が発達しています。

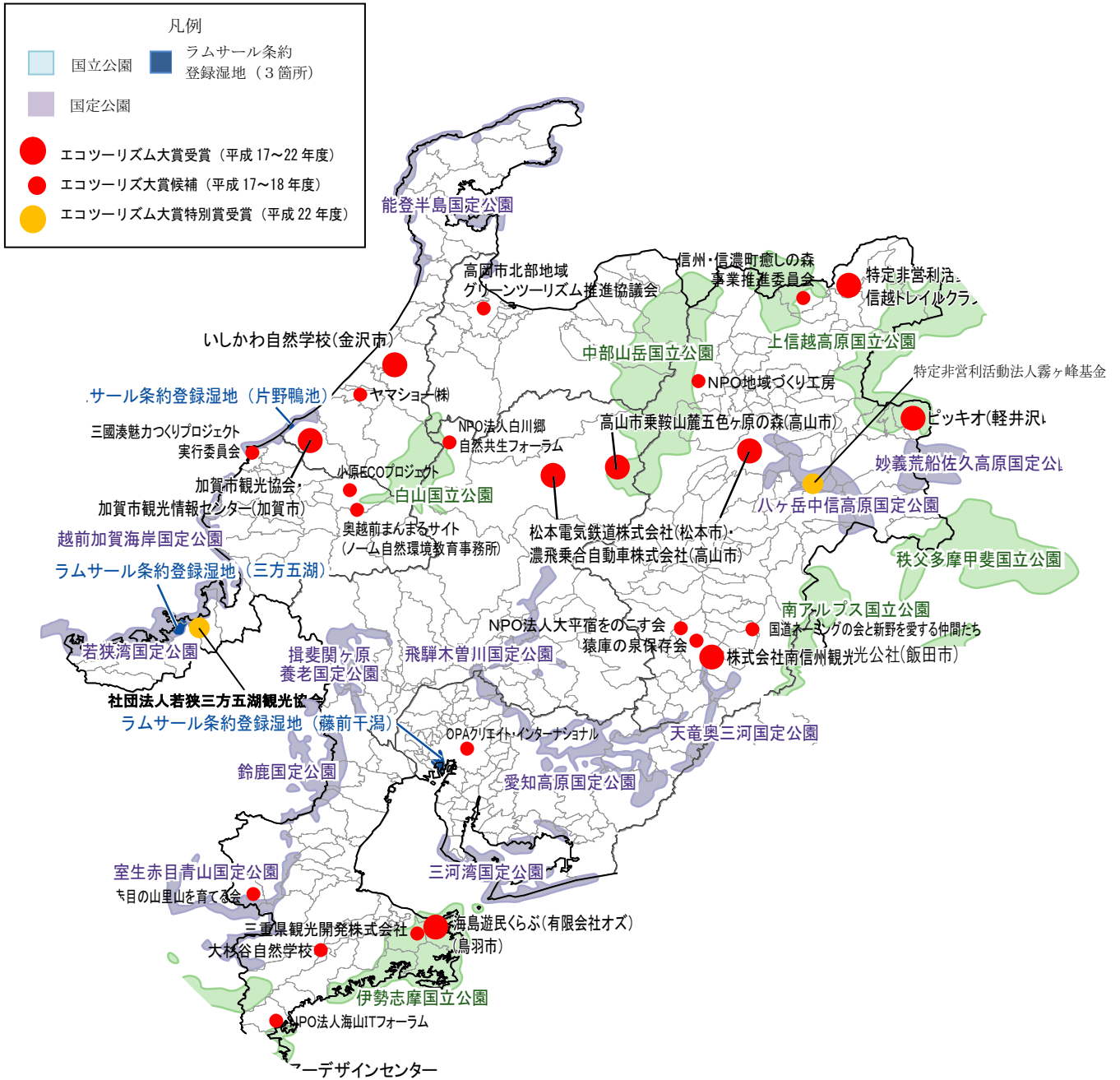
このほか、低地から高山に至る様々な場所で、湿性の草本群落、いわゆる湿原が点在しており、地域の特徴的な植生となっている箇所も多くなっています。特に、愛知県、岐阜県、三重県の丘陵、台地下の低湿地及びその周辺には、東海丘陵要素と呼ばれる、地域に独特の種群が存在しています。

第5回自然環境保全基礎調査によれば、県土に占める自然植生（植生自然度 9・10）の割合は、富山県で 30.0%、長野県で 18.6%、岐阜県で 14.8% となっており、中部地方は本州の中では比較的自然植生が多く残っています。特に富山県は、県土に占める自然植生の割合が全国 3 位（1 位北海道、2 位沖縄）となっています。また、岐阜、富山、石川、福井、長野の各県では里山（植生自然度 7・8）の割合も全国平均と比べて高くなっています。

県土に占める自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）の割合（平成 23 年 4 月 1 日現在）は、三重県 34.9%、富山県 28.2%、長野県 20.5%、岐阜県 18.4%、愛知県 17.2%、福井県 14.7%、石川県 12.5% と、全国的平均（14.3%）と比べて高い水準となっています。国立公園の年間利用者数（平成 21 年）は、全国の国立公園の中でも 2 番目に広大な面積を有する上信越高原国立公園が 2,614 万人、リアス式海岸及び周辺の丘陵地から成る伊勢志摩国立公園が 793 万人、山岳登山等で親しまれている中部山岳国立公園が 929 万人、日本三名山として古くから山岳信仰の対象となっている白山国立公園が 115 万人となっています。

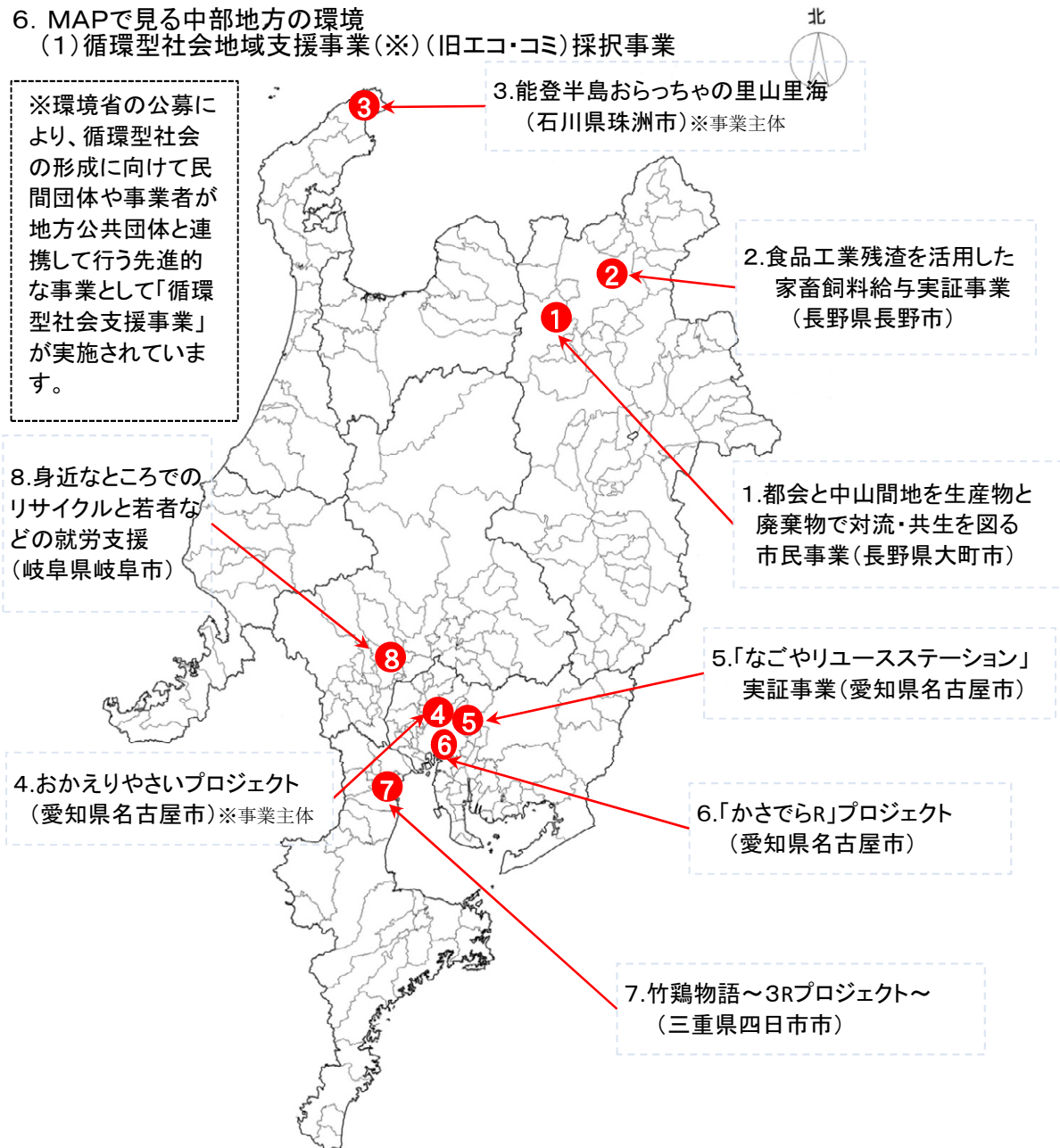


図 自然公園等分布図



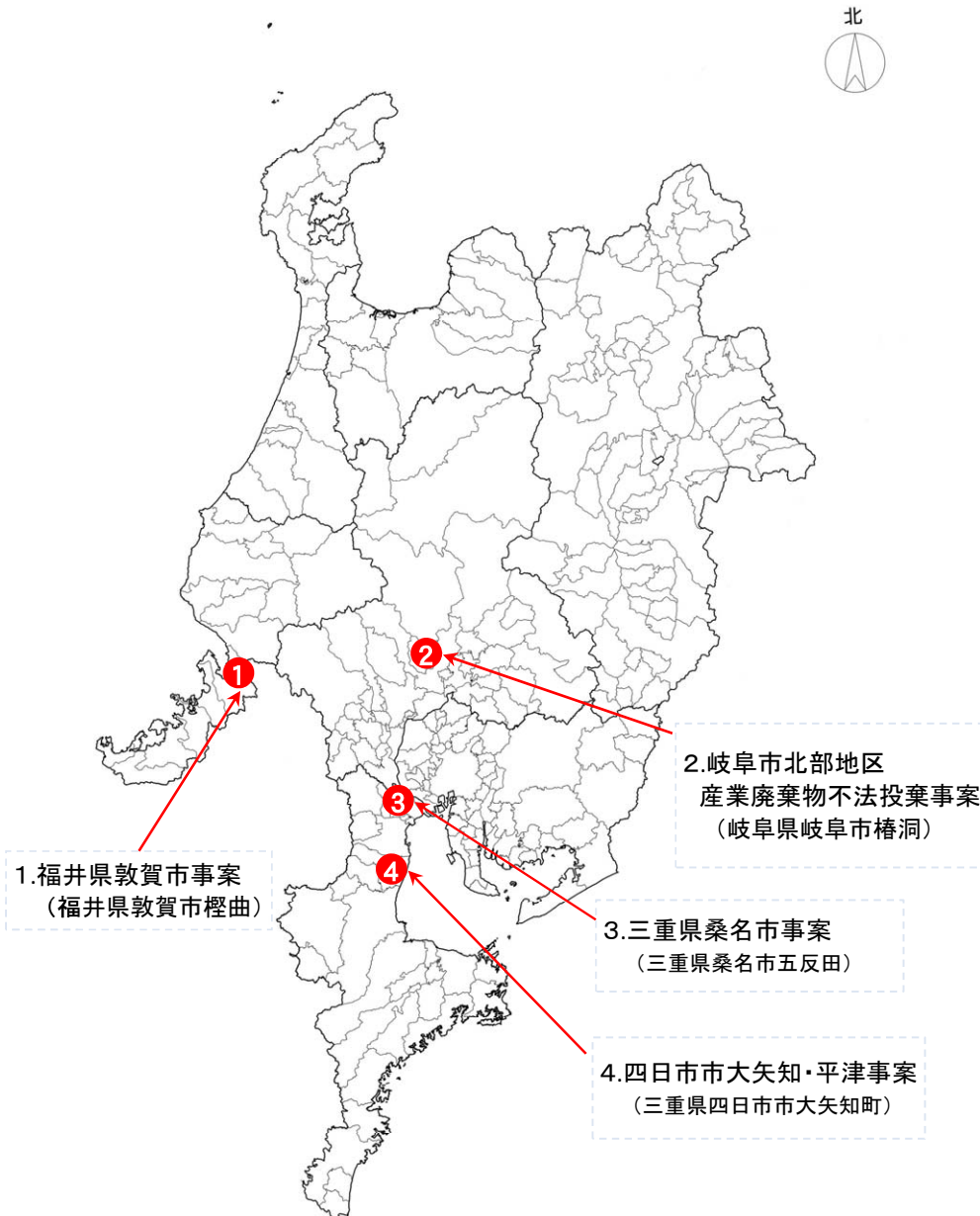
## 6. MAPで見る中部地方の環境

### (1)循環型社会地域支援事業(※)(旧エコ・コミ)採択事業



番号	事業名	事業主体	事業概要	採択年度
1	都会と中山間地を生産物と廃棄物で対流・共生を図る市民事業	NPO地域作り工房 (長野県大町市)	廃食油をバイオ軽油に精製、市内運送会社等で使用。「菜の花オーナー」を募り、菜種油の普及、事業化を目指す。	17
2	食品工業残渣を活用した家畜飼料給与実証事業	(社)長野県農協地域開発機構 (長野県長野市)	食品残渣を活用した飼料づくりの事業化に向けて、基礎データの収集を図る。	19
3	薪を利用促進による里山管理インセンティブの創出と灰・煤の再利用のためのネットワーク構築事業	能登半島おらっちやの里山里海 (石川県珠洲市)	里山管理によって生じる間伐材を薪ストーブの燃料として利用。排出される灰・煤を水産物加工、農業等に利用。	20
4	食品循環資源のループ形成によるビジネスモデル構築に関するプロジェクト事業	おかえりやさいプロジェクト (愛知県名古屋市)	食品循環資源を堆肥化し、その堆肥を利用して野菜を生産する。生産された野菜を「おかえりやさい」として認定。	20
5	「なごやリユースステーション」実証事業	名古屋大学大学院環境学研究所竹内研究室 (愛知県名古屋市)	身近な日用品でリユース可能なものを回収し、地域住民に提供する。リユースの促進、市内のごみの減量化を図る。	20
6	大学、職人、商店街と地域が育む古着再利用事業「かさでらR」プロジェクト	かんでらmonzen亭 (愛知県名古屋市)	古着や古布を再利用し、地元の大学の服飾デザイン系の学生や地場産業の職人と連携して、付加価値の高いカバン等を製作・販売する。	21
7	竹鶏物語～3Rプロジェクト～	四日市大学エネルギー環境教育研究会 (三重県四日市市)	大学と行政と民間企業や事業者と市民を食品残さのリサイクルで地域の中でつなぐ。竹粉・ぬか等の食品廃棄物に分解酵素を添加した飼料で養鶏等を行う。	21
8	身近なところでのリサイクルと若者などの就労支援	特定非営利活動法人仕事工房ポポロ (岐阜県岐阜市)	食品廃棄物の資源化、アルミ付紙パックの回収事業を実施し、地域の交流を深めるとともに、就労支援が必要な若者等の自立にも貢献する。	22

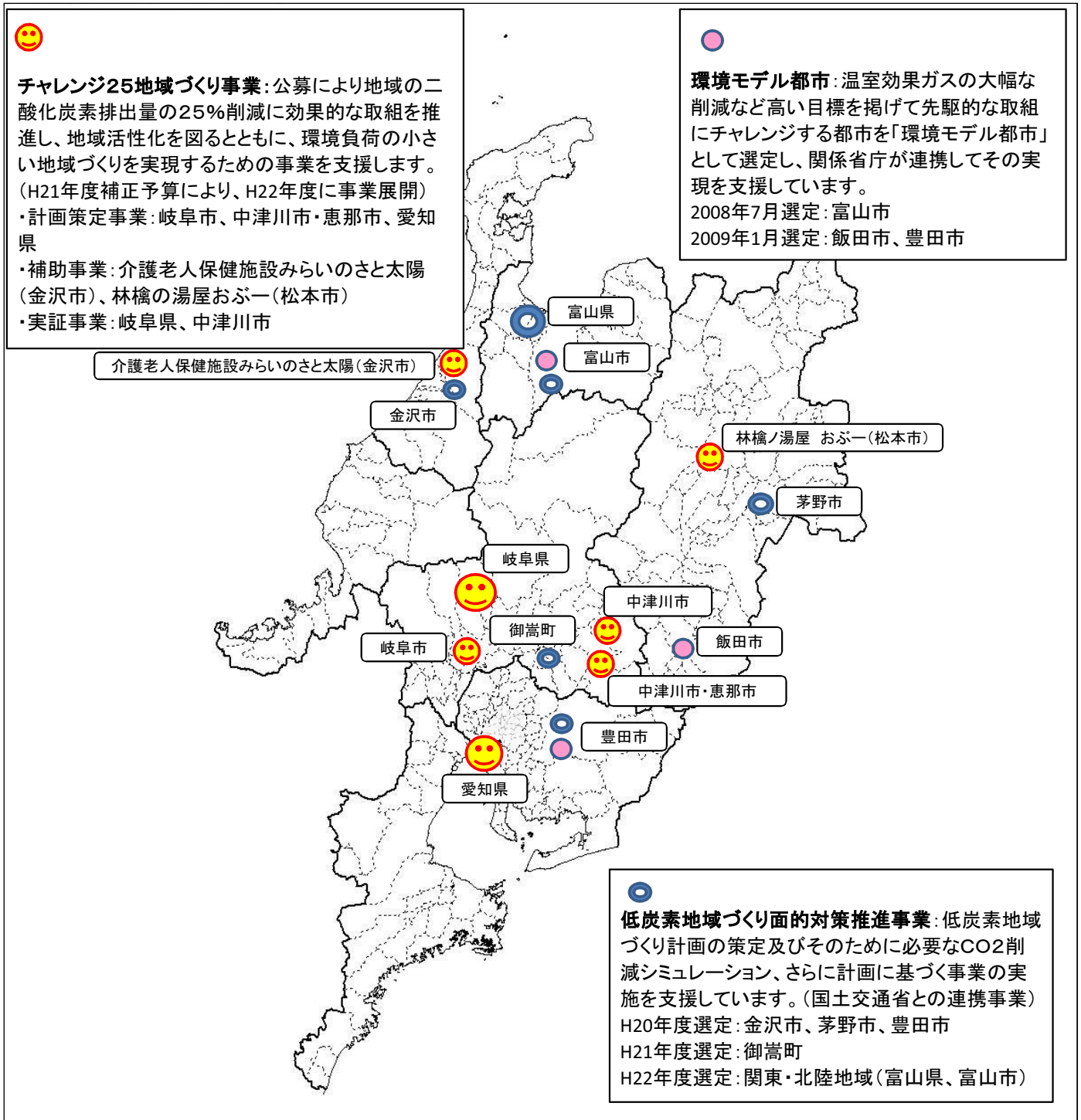
6. MAPで見る中部地方の環境  
 (2)大規模不法投棄事案(平成23年4月1日現在)



主な大規模不法投棄事案			
番号	事案名	概要	現在の状況
1	福井県敦賀市事案	無許可で管理型最終処分場の容量を変更し、許可容量を大幅に超える119万立方メートル(許可容量の12倍)の不適正処分を行った事案。	産廃特措法による環境大臣合意を受け、H24年度までの支障除去事業中。
2	岐阜市北部地区 産業廃棄物 不法投棄事案	収集運搬・中間処理業者が事務所隣接地に廃プラスチック、建設廃材等、約75.3万立方メートルを不法投棄した事案。	行為者等による一部撤去中。また、産廃特措法による環境大臣合意を受け、H24年度までの支障除去事業中。
3	三重県桑名市事案	安定型処分場に本来埋め立て出来ない汚泥・燃えがら・廃油等3万立方メートルを埋め立てたため、地下水汚染が生じた事案。	産廃特措法による環境大臣合意を受け、H17～19年度まで支障除去事業を実施。さらに、1,4-ジオキサン(H21年に環境基準に追加)に対応するための支障除去等事業をH23からH24年度まで実施中。
4	四日市市 大矢知・平津事案	安定型処分場に届出容量132万立方メートルを大幅に超過する約290万立方メートルの廃棄物を埋め立てた事案。この超過量は全国最大規模。	地元・学識経験者・行政による三者協議開催し、リスクコミュニケーションを実施。「対策工法骨子案」を地元と合意し、支障除去事業実施に向けて検討中。

## 6 MAPで見る中部地方の環境

### (3) 中部地方環境事務所管内における「環境モデル都市」、「低炭素地域づくり面的対策推進事業」、「チャレンジ25地域づくり事業」の選定地域





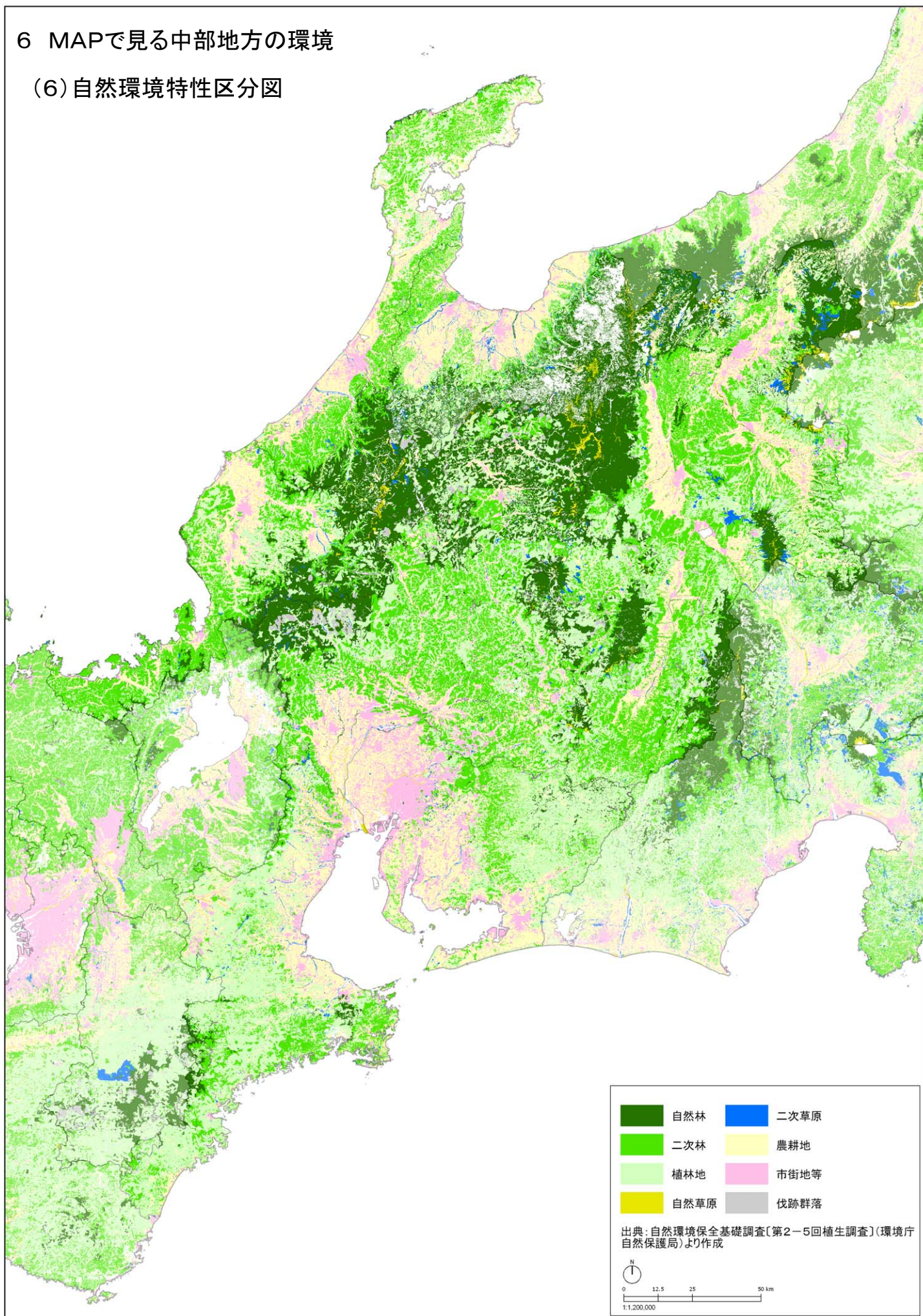






## 6 MAPで見る中部地方の環境

### (6) 自然環境特性区分図



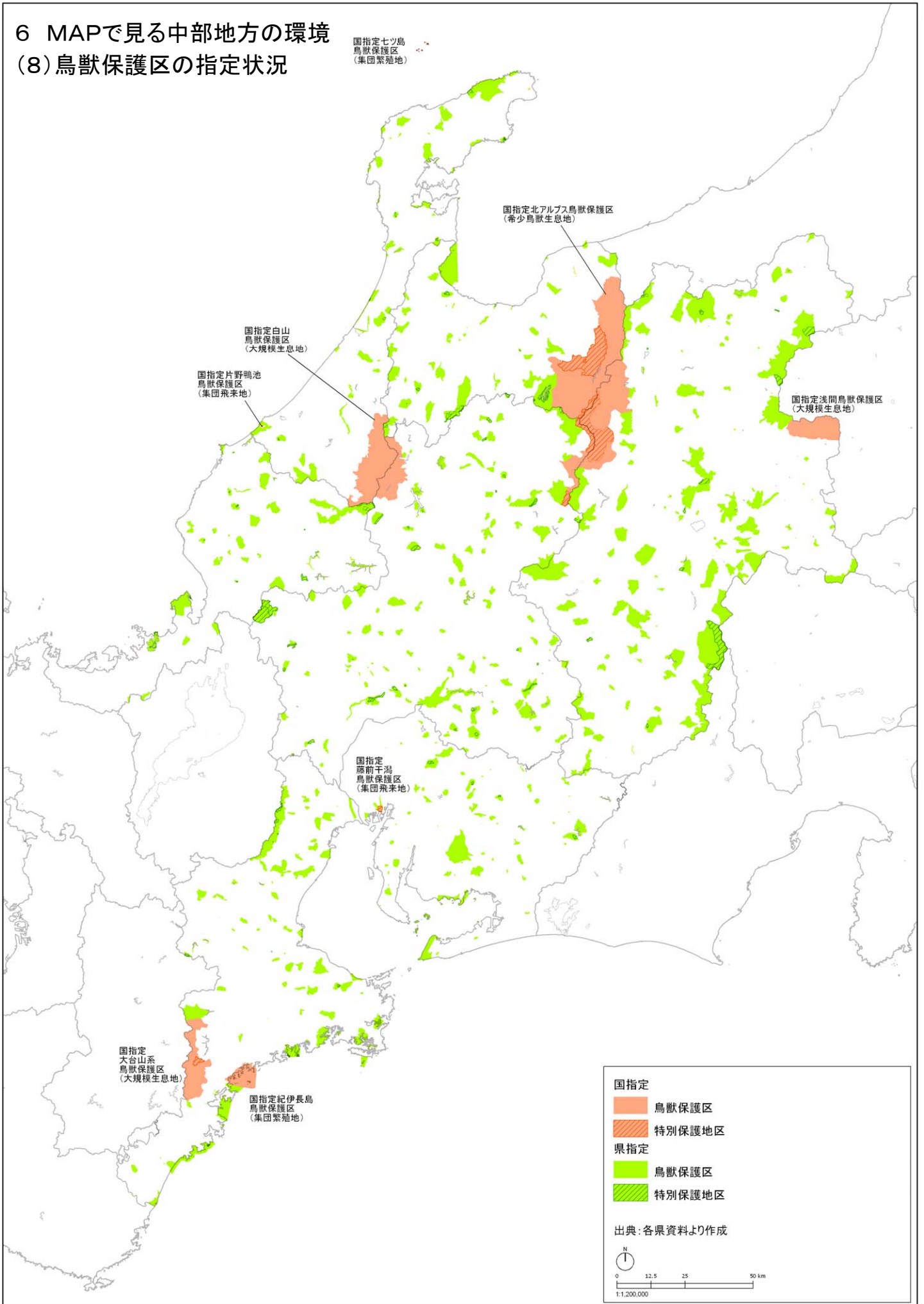






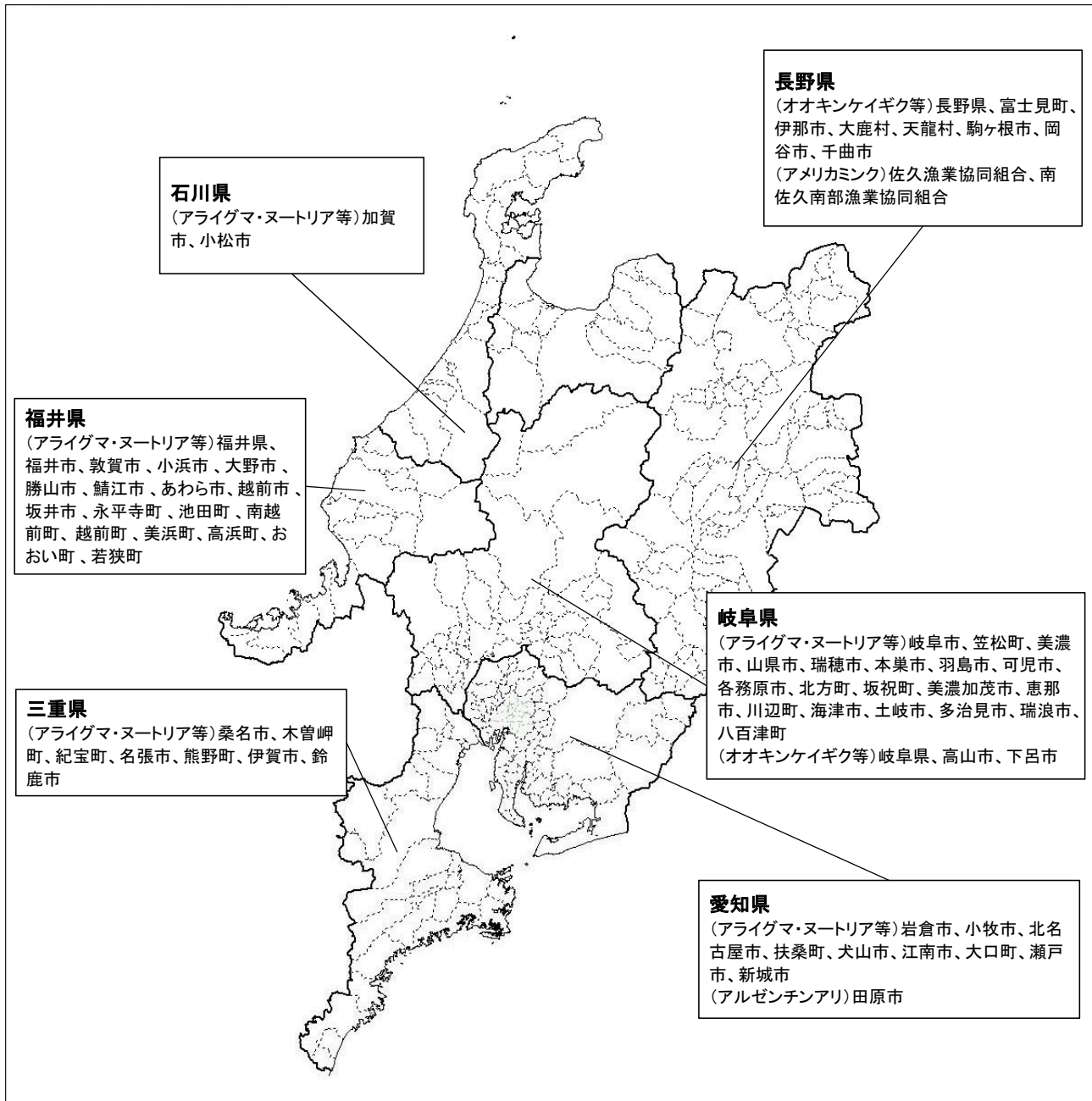
# 6 MAPで見る中部地方の環境

## (8) 鳥獣保護区の指定状況



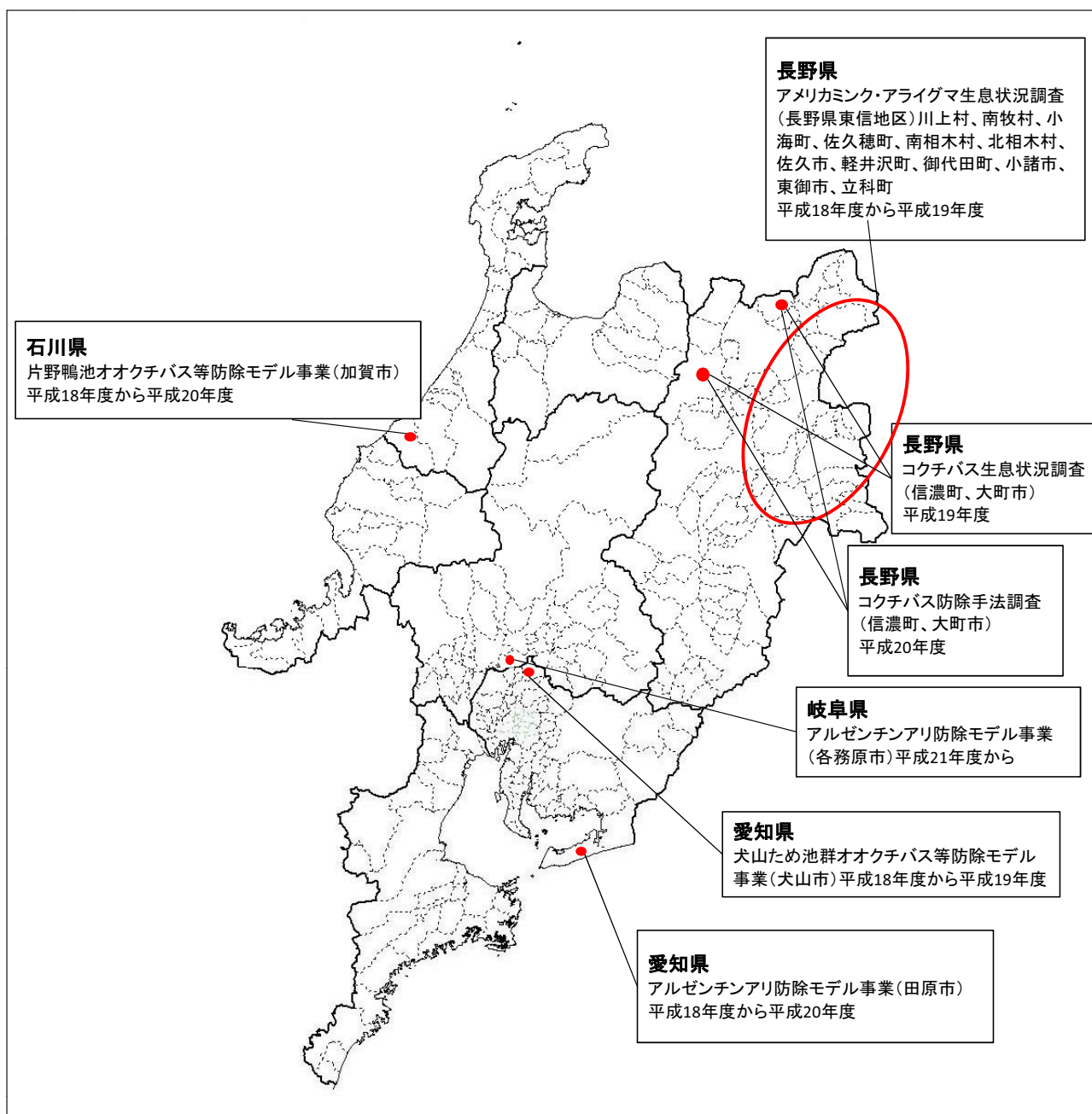
## 6 MAPで見る中部地方の環境

### (9) 特定外来生物の「防除の確認・認定」取得地域



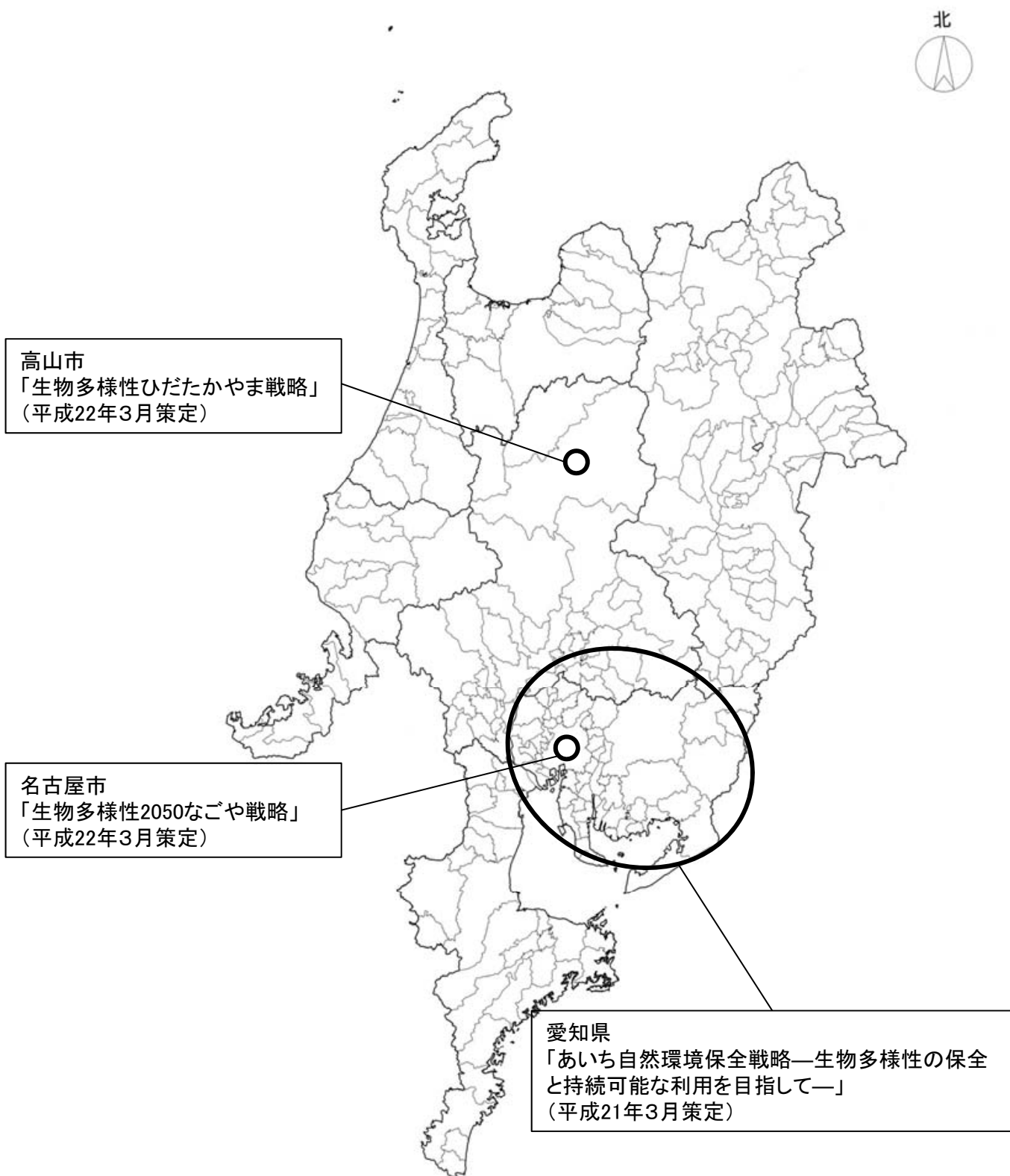
## 6 MAPで見る中部地方の環境

### (10) 特定外来生物防除モデル事業の実施状況



## 6 MAPで見る中部地方の環境

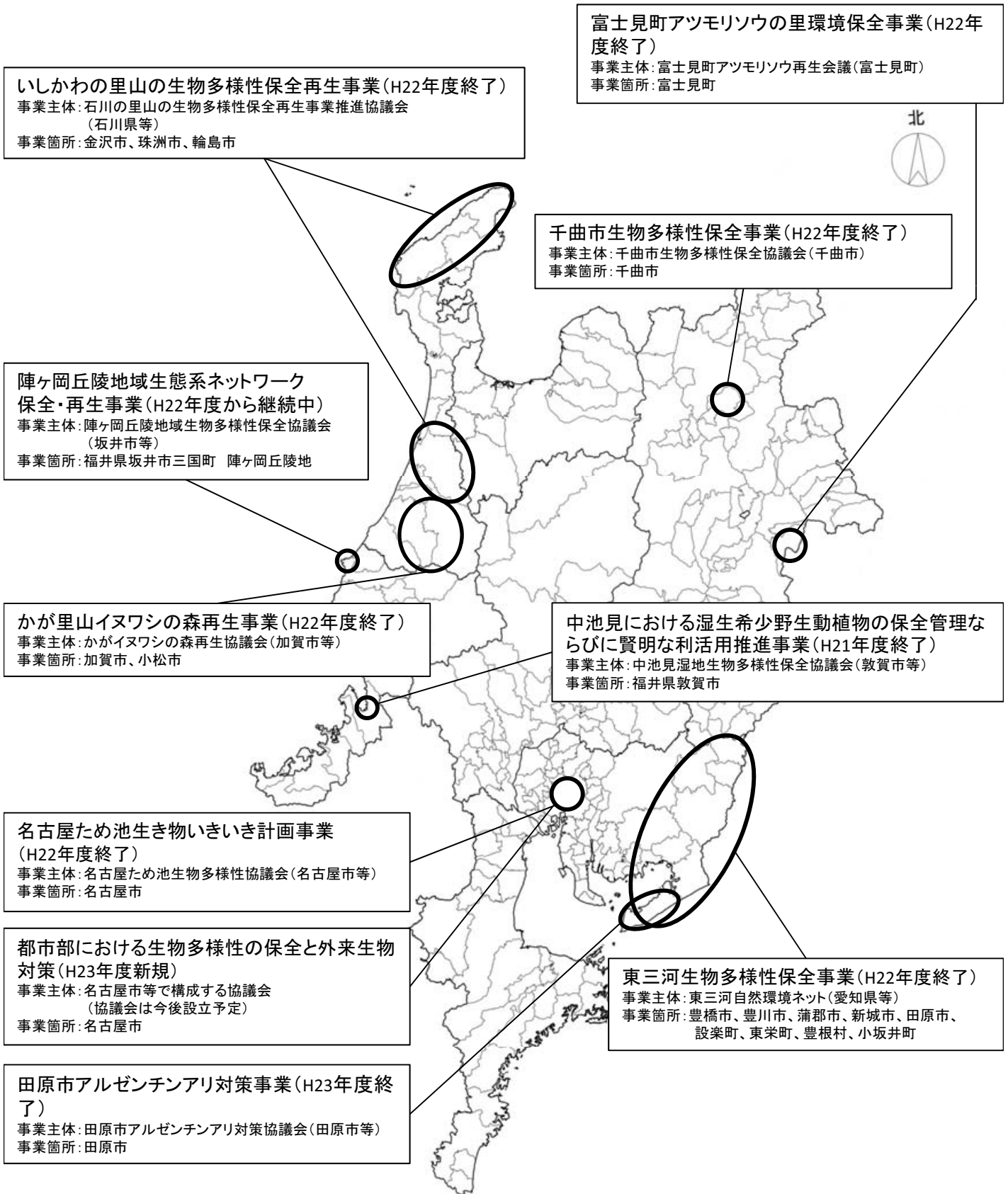
### (11) 生物多様性地域戦略の策定状況 (平成23年4月現在)



※「生物多様性地域戦略」とは、生物多様性基本法第13条に基づき、都道府県及び市町村が区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として定めるよう努めなければならないものとされている。

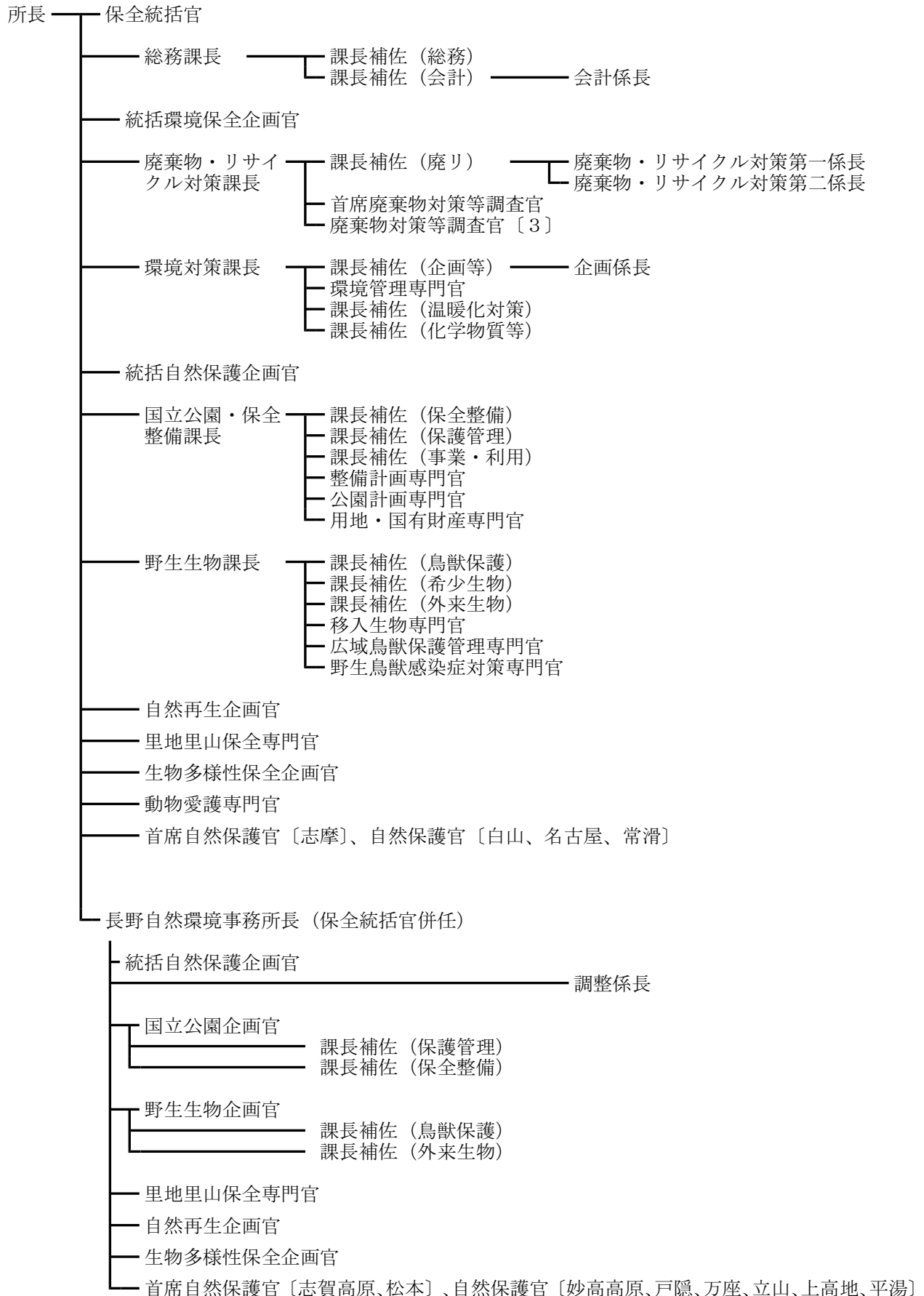
## 6 MAPで見る中部地方の環境

### (12) 生物多様性保全推進支援事業実施箇所



## II 組織図・事務所等一覧

### (1) 組織図 (平成23年4月1日現在：定員)



(2) 事務所等一覧

中部地方環境事務所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2 T E L 052-955-2130 F A X 052-951-8889
白山自然保護官事務所	〒920-2501 石川県白山市白峰ホ-25-1 T E L 076-259-2902 F A X 076-259-2085
名古屋自然保護官事務所	〒455-0845 名古屋市港区野跡4-11-2 稲永ビジュアルセンター内 T E L 052-389-2877 F A X 052-389-2878
志摩自然保護官事務所	〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方3098-26 T E L 0599-43-2210 F A X 0599-43-2373
長野自然環境事務所	〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 T E L 026-231-6570 F A X 026-235-1226
志賀高原自然保護官事務所	〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148 T E L 0269-34-2104 F A X 0269-34-3828
妙高高原自然保護官事務所	〒949-2112 新潟県妙高市大字関川2279-2 T E L 0255-86-2441 F A X 0255-86-2464
戸隠自然保護官事務所	〒381-4102 長野県長野市戸隠豊岡9794-128 T E L 026-254-3060 F A X 026-254-3089
万座自然保護官事務所	〒377-1524 群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原710 嬭恋観光協会2階 T E L 0279-97-2083 F A X 0279-97-4302
松本自然環境事務所	〒390-1501 長野県松本市安曇124-7 T E L 0263-94-2024 F A X 0263-94-2651
立山自然保護官事務所	〒930-0229 富山県中新川郡立山町前沢新町282 T E L 0764-62-2301 F A X 0764-63-5472
上高地自然保護官事務所 ※冬季連絡先	〒390-1516 長野県松本市安曇4468
松本自然環境事務所	T E L 0263-95-2032 F A X 0263-95-2172
平湯自然保護官事務所	〒506-1433 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯763-12 T E L 0578-9-2353 F A X 0578-9-3638
<b>【関連機関】</b>	
中部環境パートナーシップオフィス (EPO中部)	〒460-0003 名古屋市中区錦2-4-3 錦パークビル4階 T E L 052-218-8605 F A X 052-218-8606



### Ⅲ 中部地方環境事務所 主要年表

	月	日	
平成17年 (2005年)	3	8	藤前干潟協議会設立総会
	3	27	稲永ビジターセンター、藤前活動センター開館記念式典
	6	14	中部環境展(～16日、名古屋市)
	8	20	ごみゼロ推進北越地区大会(～21日、石川県金沢市)
	8	21	ごみゼロ推進中部地区大会(名古屋市)
	9	1	中部環境パートナーシップオフィス(EPO中部)開設
	10	1	<b>中部地方環境事務所(名古屋市中区錦)・長野自然環境事務所(長野市旭町)設置</b>
	11	19	藤前干潟ふれあいデー(～20日)
	12	13	第1回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	12	13	上高地自動車利用適正化連絡協議会交通対策小委員会
	12	14	環境カウンセラー研修(名古屋市)
	平成18年 (2006年)	2	2
2		10	外来生物法説明会(長野県長野市)
2		13	外来生物法説明会(長野県塩尻市)
2		15	第2回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
2		20	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会
2		21	長野県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(長野県松本市)
3		10	立山室堂積雪期利用適正化検討会(富山県富山市)
3		16	三重県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(三重県津市)
3		17	石川県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(石川県金沢市)
3		20	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山県富山市)
3		22	藤前干潟鳥獣保護区マスタープラン策定
3		29	EPO中部運営協議会(名古屋市)
4		27	第3回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
4		29	上信越高原国立公園 妙高・戸隠地域 指定50周年イベント(新宿御苑)
5		18	第4回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
6		6	中部エコライフフェア(～8日、名古屋市)
7		3	上高地実務研修(～7日、上高地)
7		4	上信越高原国立公園 妙高・戸隠地域 指定50周年写真展(新宿御苑アートギャラリー)
8		1	伊勢志摩国立公園公園計画点検告示
8		8	外来生物の適正飼養普及啓発説明会(長野県安曇野市)
8		9	外来生物の適正飼養普及啓発説明会(富山県高岡市)
8		22	第5回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
8		23	環境教育リーダー研修(～25日、三重県鈴鹿市)
8		23	セイヨウオオマルハナバチの取扱いに関する説明会(岐阜県岐阜市)
9		6	平成18年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(～7日、所内)
9		29	EPO中部運営協議会(石川県金沢市)
10		20	3R推進中部地方大会(～21日、愛知県名古屋市)
10		24	岐阜県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(岐阜県岐阜市)
10		25	環境カウンセラー研修(名古屋国際会議場)
10		25	富山県産業廃棄物不法投棄防止セミナー(富山県富山市)
10		31	伊勢志摩国立公園管理計画検討会(第1回)(三重県志摩市)
11		8	第48回自然公園大会(伊勢志摩国立公園)(～9日)
11	11	上信越高原国立公園 妙高・戸隠地域 指定50周年シンポジウム(長野県長野市)	
11	18	藤前干潟ふれあいデー(～19日)	
11	22	伊勢志摩国立公園管理計画検討会(第2回)(三重県鳥羽市)	
11	27	第6回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)	
12	15	上高地自動車利用適正化連絡協議会交通対策小委員会	
12	18	立山室堂積雪期利用適正化検討会(富山県富山市)	



平成19年 (2007年)	1	28	環白山保護利用管理協会設立総会(石川県金沢市)
	2	17	伊勢志摩国立公園指定60周年記念講演「伊勢志摩の未来づくりに向けて」
	2	21	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会
	2	23	外来生物シンポジウム(名古屋市)
	3	4	伊勢志摩国立公園指定60周年記念講演「エコツーリズムで地域が変わる」
	3	15	鳥羽市エコツーリズムシンポジウム
	3	20	EPO中部運営協議会(名古屋市)
	3	20	第7回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	3	22	伊勢志摩国立公園管理計画検討会(第3回)(三重県鳥羽市)
	3	27	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山県富山市)
	4	26	平成19年度中部地域環境問題懇談会(所内)
	6	16	中部エコライフフェア(~17日、名古屋市)
	6	29	第8回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	7	9	上高地実務研修(~13日、上高地)
	7	13	中部エネルギー・温暖化対策推進会議(名古屋市)
	7	24	EPO中部運営協議会(名古屋市)
	7	25	災害等廃棄物処理事業費補助金説明会(福井県福井市)
	8	24	信州環境フェア出展(長野県長野市)
	8	27	環境教育リーダー研修(~29日、長野県塩尻市)
	9	12	平成19年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(~13日、所内)
	9	13	第1回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	9	26	上高地自動車利用適正化連絡協議会臨時総会
	10	5	黒部樺平VCワークショップ(富山県黒部市)
	10	20	3R推進中部地方大会in富山(~21日、富山県富山市)
10	25	21世紀環境立国戦略セミナー(名古屋市)	
11	6	環境カウンセラー研修(名古屋市)	
11	6	平成19年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(所内)	
11	7	平成19年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(福井県福井市)	
11	15	第9回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)	
11	17	藤前干潟ふれあいデー(~18日)	
11	26	北勢地域ESTフォーラム(三重県四日市市)	
12	12	国指定片野鴨池鳥獣保護区の保護に関する指針の変更	
	1	29	志賀高原利用適正化基本構想意見交換会
	1	31	上信越高原国立公園第1回管理計画検討会(長野県上田市)
	2	15	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(石川県金沢市)
	2	16	CO2削減セミナー・北陸 ~家庭から始める地球温暖化ストップ~(富山県富山市)
	2	18	上信越高原国立公園(浅間地域)連絡会議(長野県小諸市)
	2	21	上信越高原国立公園(菅平地域)連絡会議(長野県上田市)
	2	22	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(名古屋市)
	2	25	上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万地域)連絡会議(群馬県嬬恋村)
	2	27	志賀高原利用適正化基本構想意見交換会
	3	10	中部地域における環境と経済、社会の統合的向上モデル懇談会(所内)
	3	10	第10回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	3	10	第2回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	3	17	EPO中部運営協議会(石川県金沢市)
	3	19	上信越高原国立公園第2回管理計画検討会(長野県上田市)
	3	29	講演会&東海3県活動報告~知ろう・わかってよう・始めよう!地球温暖化防止~(三重県津市)
	5	27	EPO中部運営協議会(所内)
	5	28	中部山岳国立公園南部地域管理計画南部地域地元意見交換会(岐阜県高山市)
	5	29	中部山岳国立公園南部地域管理計画上高地地域地元意見交換会(長野県松本市)
	5	30	「全国ごみ不法投棄監視ウィーク三重県出発式」及びスカイパトロール(三重県津市ほか)
	5	30	中部山岳国立公園南部地域管理計画乗鞍地域地元意見交換会(長野県松本市)
	6	2	三県一市・中部地方環境事務所合同による産業廃棄物運搬車両路上検査(愛知県津島市)

平成20年 (2008年)	6	14	ちゅうぶエコライフフェア(～15日、名古屋市)
	6	23	上高地実務研修(～27日、上高地)
	7	16	第3回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	7	17	中部山岳国立公園南部地域管理計画検討会(長野県松本市)
	7	29	エコツーリズム推進法 長野・富山ブロック説明会(長野県長野市)
	7	30	中部エネルギー・温暖化対策推進会議(名古屋市)
	8	20	環境教育リーダー研修(～22日、岐阜県高山市)
	8	23	いしかわ環境フェア出展(～24日、石川県金沢市)
	9	7	環境デーなごや出展(名古屋市)
	9	10	平成20年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(所内)
	9	12	第11回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	9	27	3R推進長野大会(長野県長野市)
	10	2	第1回北陸圏広域地方計画協議会(石川県金沢市)
	10	3	第1回中部圏広域地方計画協議会(名古屋市)
	10	21	3Rについて語ろうin三重(三重県津市)
	10	23	上信越高原国立公園管理計画検討会(長野県上田市)
	10	25	とやま環境フェア出展(～26日、富山県高岡市)
	10	31	白山鳥獣保護区計画更新
	11	5	環境カウンセラー研修(名古屋市)
	11	6	平成20年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(三重県津市)
	11	7	平成20年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(石川県金沢市)
	11	10	愛知県警ヘリコプターによる合同スカイパトロール(愛知県豊田市)
	11	15	藤前干潟ふれあいデー(～16日)
	11	26	第16回東海地域関係省庁懇話会(稲永ビジターセンター)
12	9	上信越高原国立公園管理計画検討会(長野県上田市)	
12	22	EPO中部運営協議会(所内)	
	1	24	シンポジウム&中部4県活動報告会ー地球温暖化防止 ひろがれ！つながれ！ちいきの環(岐阜県岐阜市)
	1	26	第1回中部地方における地方公共団体による地球温暖化対策の推進状況等調査検討会議(所内)
	1	30	エコアクション21認証・登録制度セミナー(名古屋市)
	2	19	名古屋市フライウェイパートナーシップ証書交付(名古屋市)
	2	25	「エコツーリズム推進法」中部ブロック説明会～“たび”と創る持続的な地域社会を目指して～(三重県鳥羽市)
	3	1	中部地方環境事務所庁舎移転(名古屋市中区三の丸へ)
	3	2	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会
	3	4	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山市)
	3	6	高病原性鳥インフルエンザ実地研修開催(名古屋市)
	3	11	第4回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	3	11	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に関する一般説明会(名古屋市)
	3	12	加賀市フライウェイパートナーシップ証書交付(石川県加賀市)
	3	12	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(名古屋市)
	3	13	エネルギー対策特別会計補助事業等説明会(石川県金沢市)
	3	16	第2回中部地方における地方公共団体による地球温暖化対策の推進状況等調査検討会議(所内)
	3	23	立山室堂周辺積雪期利用適正化協議会(富山県富山市)
	3	24	食品残さのリサイクルから地域循環圏を考えるシンポジウム(名古屋市)
	3	27	第12回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(所内)
	3	30	中部地方環境問題有識者懇談会(所内)
	4	1	COP10推進チーム結成
	5	22	国際生物多様性の日記念イベント出展(～24日 名古屋市)
	5	22	第1回三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動(名古屋市)
	5	29	全国不法投棄監視ウィーク美謁見出発式(三重県津市)
	6	1	全国ごみ不法投棄監視ウィーク三重県スカイパトロール(三重県津市)
6	11	第2回中部圏広域地方計画協議会(名古屋市)	
6	16	平成21年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(長野県松本市)	
6	19	地域グリーンニューディール基金説明会(所内)	

平成21年 (2009年)	6	26	トークイベント「中部地方の地域環境力を創る」(名古屋市)
	6	29	第2回北陸圏広域地方計画協議会(富山県富山市)
	7	28	平成21年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会議(市内)
	7	30	中部エネルギー・温暖化対策推進会議(名古屋市)
	7	30	EPO中部運営検討・提案会議(所内)
	8	22	いしかわ環境フェア(～23日 石川県金沢市)
	8	25	中部山岳国立公園南部地域管理計画検討会(長野県松本市)
	8	26	環境教育リーダー研修(～28日 愛知県岡崎市)
	8	27	国指定紀伊長島鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会
	9	3	「セミナー生物多様性と民間事業者の参画」(生物多様性民間参画ガイドライン説明会)(名古屋市)
	9	8	石綿健康被害救済制度に関する説明会(名古屋市)
	9	7	第13回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(三重県四日市市)
	9	11	3R推進長野大会(長野県長野市)
	9	20	環境デーなごや出展(名古屋市)
	9	24	生物多様性白書を読むセミナー～里山・里海の利用と保全活動が創る北陸地方の生物多様性～(石川県金沢市)
	10	8	三県一市・中部地方環境事務所合同による産業廃棄物運搬車両路上検査(岐阜県土岐市)
	10	16	3Rについて語ろうin福井(福井県福井市)
	10	21	中部地方COP10関係省庁円卓会議(名古屋市)
	10	23	第2回三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動(名古屋市)
	10	24	とやま環境フェア(～25日 富山県富山市)
	10	29	環境カウンセラー研修(名古屋市)
	11	6	立山室堂平周辺積雪期利用適正化協議会(富山県立山町)
	11	9	中部地方環境教育担当者会議(所内)
	11	18	生物多様性地域対話「ポスト2010年目標」(名古屋市)
	11	25	エコアクション21説明会(富山県富山市)
	11	27	上信越高原国立公園須坂・高山地域再検討説明会(長野県須坂市)
	12	9	上信越高原国立公園須坂・高山地域再検討説明会(長野県高山村)
	12	10	中部山岳国立公園南部地域管理計画検討会(長野県松本市)
	12	10	愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る関係機関連絡調整会議
	12	21	中核市・特例市地域グリーンニューディール基金説明会(所内)
	12	22	生物多様性対話「生物多様性国家戦略2010」(名古屋市)
	12	24	白山国立公園管理計画検討会(石川県金沢市)
	1	23	中部エネルギー・温暖化対策推進会議主催 環境シンポジウム&中部4県活動報告会(名古屋市)
	1	23	国際生物多様性年キックオフシンポジウム「つなげる・つながる・つながっていく!」～命の連鎖～私たちの里海・伊勢湾の生物多様性～(三重県鳥羽市)
	1	29	全国地方環境事務所等連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」開始
	2	2	上信越高原国立公園須坂・高山地域再検討説明会(長野県須坂市)
	2	3	平成21年度中部管内環境担当部長会議(所内)
	2	24	上高地自動車利用適正化連絡協議会総会(長野県松本市)
	2	24	樺平ビジターセンター整備に係る展示内容等説明会(富山県黒部市)
	2	24	高病原性鳥インフルエンザにかかる研修開催
	3	3	白山国立公園管理計画検討会(石川県金沢市)
	3	5	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山県立山町)
	3	6	シンポジウム「伊勢湾 森と海の未来」(名古屋市)
	3	8	EPO中部運営検討・提案会議(所内)
	3	9	エネルギー特別会計補助事業等説明会(名古屋市)
	3	9	木曾川イタセンパラ保護協議会設立(愛知県一宮市)
	3	10	エネルギー特別会計補助事業等説明会(石川県金沢市)
	3	11	第5回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	3	17	上高地冬期利用に関する意見交換会(長野県松本市)
	3	18	改正自然公園法等説明会(名古屋市)
	3	24	立山室堂平周辺積雪期利用適正化協議会(富山県立山町)
	4	13	木曾川イタセンパラ保護協議会第1回合同パトロール(岐阜県羽島市及び愛知県一宮市)

平成22年 (2010年)	4	20	生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議(第1回)(所内)	
	4	22	国際生物多様性の日・COP10開催半年前記念行事「なるほど生物多様性COP10まであと半年！」に全国地方環境事務所連携企画「地球のいのち、えがいてみよう」の成果作品を展示(～23日 名古屋市)	
	5	25	第1回三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動(名古屋市)	
	5	26	EPO中部上半期運営検討・提案会議(所内)	
	5	30	木曾川イタセンパラ保護協議会勉強会・第2回合同パトロール(岐阜県羽島市及び愛知県一宮)	
	5	31	全国不法投棄監視ウィーク三重県出発式&スカイパトロール(三重県津市ほか)	
	6	16	平成22年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(富山県富山市)	
	6	25	生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議(第2回)(所内)	
	7	2	国際生物多様性年記念講演会『南の島のいきもの保全 ～奄美、屋久島、日本の自然～』(名古屋市)	
	7	10	白書を読む会(富山県富山市)	
	7	11	COP10/MOP5開催100日前記念フォーラム「開催地の声を世界に届けよう！！開催地からのメッセージ～あいち名古屋宣言に向けて」を生物多様性条約市民ネットワークと共催(名古屋市)	
	7	17	白書を読む会(名古屋市)	
	7	17	COP10/MOP5開催100日前記念イベント「生命流域シンポジウムin王滝村」を生物多様性条約市民ネットワークと共催(～18日 長野県王滝村)	
	7	28	環境教育リーダー研修(～30日 石川県白山市)	
	7	30	中部エネルギー・温暖化対策推進会議(名古屋市)	
	8	21	いしかわ環境フェア出展(～22日 石川県金沢市)	
	8	22	「生物多様性流域対話」(岐阜県岐阜市)	
	8	27	平成22年度中部地区産業廃棄物適正処理担当者連絡会(所内)	
	9	24	第2回三の丸庁舎周辺クリーンアップ活動(名古屋市)	
	9	25	北陸地域環境カウンセラー自主講習(石川県金沢市)	
	10	2	3R推進中部地方大会(～3日 岐阜県岐阜市)	
	10	5	生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議に関する情報共有のための中部地方円卓会議(第3回)(所内)	
	10	8	三県一市・中部地方環境事務所合同による産業廃棄物運搬車両路上検査(三重県桑名市)	
	10	11	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)開催(～29日 名古屋市)	
	10	13	平成22年度産業廃棄物不法投棄防止セミナー(名古屋市)	
	10	26	立山室堂地区安全対策連絡協議会(富山県立山町)	
	10	30	とやま環境フェア出展(～31日 富山県高岡市)	
	11	5	室堂平周辺積雪期利用適正化協議会(富山県立山町)	
	11	19	「COP10推進チーム」を「中部生物多様性主流化チーム」に改称	
	11	19	国指定藤前干潟鳥獣保護区内における不法投棄ごみの撤去(名古屋市)	
	11	23	「国際生物多様性年クロージング・プレイベント」(～24日 福井県福井市、富山県富山市)	
	12	1	環境カウンセラー研修(名古屋市)	
	12	6	第2回中部地域ペットフード安全法関係機関等連絡会議(名古屋市)	
	12	14	整備基本計画検討調査業務における検討委員会(石川県金沢市)	
	12	17	上信越高原国立公園 須坂・高山地域 公園計画再検討終了	
	12	17	上信越高原国立公園 妙高・戸隠地域 公園計画点検終了	
	12	18	「国際生物多様性年クロージング・イベント」(～19日 石川県金沢市)	
		1	7	国連生物多様性の10年キックオフ記念勉強会「生物多様性条約COP10、そして…」開催(名古屋市)
		1	20	上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)管理計画書改訂
		1	27	公園管理団体育成事業第1回意見交換会(石川県金沢市)
	1	29	中部エネルギー・温暖化対策推進会議 エネルギーシンポジウム(名古屋市)	
	2	2	第2回整備基本計画検討調査業務における検討委員会(石川県金沢市)	
	2	5	北陸・中部エコハウスセミナー／見学会(～6日 石川県金沢市、岐阜県高山市)	
	2	7	第14回フェロシルトに関する関係府県市連絡会議(三重県四日市市)	

平成23年 (2011年)	2	12	「シンポジウム 里山・里海の生物多様性を活かした地域づくり～生物多様性条約COP10の成果をふまえて～」開催(三重県津市)
	2	20	「豊かな流域を守り育てるために～生物多様性流域対話」(岐阜県岐阜市)
	2	22	樺平ビジターセンター再整備等に関する説明会(富山県黒部市)
	2	22	平成22年度白山国立公園生態系維持回復事業検討会(石川県金沢市)
	2	28	「COP10及びCOP16全国説明会in名古屋」(名古屋市)
	3	2	EPO中部下半期運営検討・提案会議(所内)
	3	3	立山室堂地区安全対策専門委員会(富山県富山市)
	3	8	第3回重点整備基本計画検討委員会(石川県金沢市)
	3	10	公園管理団体育成事業第2回意見交換会(石川県金沢市)
	3	11	立山室堂地区安全対策連絡協議会・施設整備説明会(富山県立山町)
	3	11	万座集団施設地区再整備にかかる地元説明会(群馬県嬬恋村)
	3	11	第6回中部地方不法投棄対策連絡会(所内)
	3	14	上高地冬期利用に関する意見交換会(長野県松本市)
	3	17	平成22年度白山国立公園コマクサ対策検討会(石川県金沢市)
	3	20	岐阜市セミナー「ふれあい市民活動報告セミナー」(岐阜県岐阜市)
	3	21	平成22年度白山国立公園パークボランティア養成研修会(石川県野々市町)





未来が変わる。  
日本が変える。

チャレンジ  
25



地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

平成 23 年 5 月発行

中部地方環境事務所

〒460-0001

名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号

☎052-955-2130

長野自然環境事務所

〒380-0846

長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎

☎026-231-6570